

令和7年（2025年）11月13日（木曜日）

第 4 号

令和7年  
北海道議会 決算特別委員会会議録

第4号

令和7年（2025年）11月13日（木曜日）

出席委員

委員長

船橋賢二君

副委員長

高橋亨君

岡田遼君

小林千代美君

板谷よしひさ君

今津寛史君

高田真次君

戸田安彦君

藤井辰吉君

水間健太君

丸山はるみ君

中村守君

武田浩光君

植村真美君

檜垣尚子君

浅野貴博君

安住太伸君

畠山みのり君

阿知良寛美君

赤根広介君

池本柳次君

稲村久男君

広田まゆみ君

三好雅君

富原亮君

藤沢澄雄君

欠席委員

清水拓也君

出席説明員

知事 鈴木直道君

副知事 濱坂真一君

同 三橋剛君

同 加納孝之君

総務部長  
兼北方領土対策部長  
坂本隆哉君

総務部職員監 飯田滋君

総務部危機管理監 高山圭一君

総務部  
イノベーション推進監 天野紀幸君

総務部次長  
兼行政局長 岡本拓司君

財産担当局長 林下千栄君

財政局長 藤原啓裕君

原子力安全対策  
担当局長 平田健男君

財政課長 神長賢人君

総合政策部長  
兼地域振興監 中村昌彦君

総合政策部  
グローバル戦略推進監 山田哲史君

総合政策部  
交通企画監 斎藤由彦君

航空港湾局長 藤嶋泰道君

環境生活部長 谷内浩史君  
 環境生活部  
 アイヌ政策監 高見里佳君  
 環境保全局長 阿部和之君  
 自然環境局長 新井田順也君  
 くらし安全局長 高木順一君  
 アイヌ政策推進局長 高橋奉己君

保健福祉部長 古岡昇君  
 保健福祉部  
 子ども応援社会  
 推進監 竹澤孝夫君

経済部長 水口伸生君  
 経済部観光振興監 阿部正幸君  
 経済部食産業振興監 後藤知佳子君  
 経済部  
 ゼロカーボン推進監 田中仁君  
 経済部  
 次世代社会戦略監 大矢邦博君  
 経済企画局長 輿水昌明君  
 資源エネルギー局長 川畑千君  
 新エネルギー  
 担当局長 木村重成君

農政部長 鈴木賢一君  
 農政部  
 食の安全・みどりの  
 農業推進監 山口和海君  
 食の安全・みどりの  
 農業推進局長 丸子剛史君  
 農村振興局長 磯嶋光世君

水産林務部長 岡嶋秀典君  
 水産林務部  
 森と海の未来づくり  
 推進監 近藤将基君

建設部長 関俊一君  
 建設部建築企画監 大野雄一君

会計管理者 清水目剛君  
 兼出納局長

公営企業管理者 天沼宇雄君  
 企業局長 松田尚子君

病院事業管理者 井上聡巳君  
 道立病院部長 東幸彦君

教育庁  
 教育部長 猪口浩司君  
 兼教育職員監

選挙管理委員会  
 事務局長 笹森穰君

人事委員会  
 事務局長 増田弘幸君

警察本部長 板東茂利君  
 警総務部

労働委員会  
 事務局長 岡本收司君

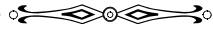
代表監査委員 深瀬聡君  
 監査委員事務局長 榎信彦君

収用委員会  
 事務局長 大槻悟君

議会事務局職員出席者

議事課参事 高橋究君

議事課主幹	阿部厚次君	同	水口まち子君
同	増川真一君	同	加藤邦彦君
議事課主査	福士元啓君	同	屋木文映君
同	成田礼造君	同	石堂知基君
同	梅尾哲矢君	同	丈六辰泰君
同	東優樹君	同	中村公彦君
同	相田恵君	同	川崎優史君



午前10時2分開議

○船橋賢二委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔福士主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

板谷よしひさ 委員  
丸山はるみ 委員

であります。

○船橋賢二委員長 それでは、議案第18号及び報告第1号ないし第6号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○船橋賢二委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。  
第1分科委員長安住太伸君。

○安住太伸第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月10日から、第1分科会各部所管に関わる令和6年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な質疑が行われ、11月12日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、配付してあります報告書により御承知願いたいと思います。

なお、野生鳥獣対策、財政運営、防災・減災対策、ヒグマ対策、人権擁護施策等などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

---

(上の審査報告書は巻末に掲載する)

---

○船橋賢二委員長 安住委員長、御苦労さまでした。

第2分科委員長浅野貴博君。

○浅野貴博第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、11月10日から、第2分科会各部所管に関わる令和6年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件につきまして慎重かつ熱心な審議が行われ、11月12日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑の概要につきましては、配付してあります報告書により御承知願いたいと思います。

なお、農業・農村整備の推進、エネルギー政策、物価高騰対策、景気・経済対策などに関しましては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。(拍手)

---

(上の審査報告書は巻末に掲載する)

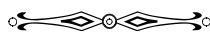
---

○船橋賢二委員長 浅野委員長、御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩



午後1時15分開議

○船橋賢二委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、自民、藤井委員、高田委員、戸田委員、植村委員の総括質疑保留事項は、檜垣委員が一括して質疑を行うこと、民主、岡田委員の中小企業支援費については、畠山委員の物価高騰対策については、高橋(亨)委員の泊原発については、畠山委員のエネルギー政策については組み入れること、なお、稲村委員、小林(千)委員、岡田委員の総括質疑保留事項は、畠山委員が一括して質疑を行うこと、また、稲村委員の感染症対策について、岡田委員の道産食品の販路拡大については取り下げること、結志会、池本委員の鳥獣による農業被害防止対策については、赤根委員の野生鳥獣対策については組み入れること、池本委員の物価高騰対策については、赤根

委員が一括して質疑を行うこと、また、赤根委員の介護事業について、流氷科学センターについて、多文化共生と外国人材の確保について、交通政策について、札幌医科大学の経営状況等について、池本委員の観光振興については取り下げること、公明、中村委員の総括質疑保留事項は、阿知良委員が一括して質疑を行うこと、共産、丸山委員の道立施設の管理運営等については、人権擁護施策等については組み入れること、なお、丸山委員のヒグマ対策等については取り下げることとして、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

## 1. 総括質疑

○船橋賢二委員長 これより、令和6年度企業会計決算に関わる本委員会審査並びに各分科会における所管部審査において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 それでは、藤井委員、高田委員、戸田委員、植村委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺ってまいります。

初めに、野生鳥獣対策に関し、まず、春期管理捕獲等についてであります。

今年度は、熊に襲われ亡くなられた方が、道内の2名を含め、全国で過去最多の13名となるなど、熊による被害が全国的な課題となっており、道内でも各地の市街地でヒグマの出没が相次ぎ、学校が休校したり、札幌市では円山公園が閉鎖となるなど、大きな影響が出ています。

先月には、札幌市内で道内では初めてとなる緊急銃猟が実施されました。各部審査ではヒグマに対する道の取組について伺いましたが、人材確保が困難で、春期管理捕獲の実施市町村が広がっていないことや、緊急銃猟についても、市町村で対応マニュアルの策定や事前訓練が一部にとどまっている実態が見られました。

道民の安全、安心を守るためには、春期管理捕獲の推進や緊急銃猟の円滑な実施に向けた体制整備などに早急に取り組む必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○船橋賢二委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 地域の捕獲体制等についてであります。緊急銃猟をはじめ、捕獲活動などを円滑かつ不安なく実施していくためには、市町村や道警察、捕獲従事者の方々との連携の下、人材の確保育成のほか、訓練などを通じ、地域の捕獲体制を充実していくことが重要でございます。

このため、これまで春期管理捕獲や緊急銃猟に備えた実践的な訓練などに取り組んできておりますが、実施市町村の拡大や捕獲従事者の方々等の参加者の確保など、制度の効果的な運用に向けた一層の取組が必要であります。

道としては、ヒグマ対策推進会議の場等も通じて、取組の趣旨や支援制度を市町村などに改めて周知を図り、参加を促進していきますほか、捕獲従事者の確保育成に向けた総合的な対策の検討を進めるなど、引き続き、関係機関と緊密な連携を図りながら、地域対応力の充実強化を図ってまいります。

○檜垣尚子委員 次に、国の動向を踏まえた今後の対応についてであります。

各部審査では、ヒグマ対策の充実強化に向け、北海道ヒグマ対策推進会議の設置や必要な事項を国へ要望した旨、答弁がありました。

国では、現在、クマ被害対策関係閣僚会議を開催するとともに、クマ被害対策施策パッケージの見直しが進められており、また、この見直しを待たず、秋田県への自衛隊派遣や警察官によるライフル銃を使用した熊捕獲など、これまでになかった取組が始まるなど、熊対策では新たなフェーズに入ったと考えられます。

道においても、こうした他県での自衛隊による支援や警察官による捕獲活動を念頭に、必要な備えをあらかじめ行っていくなど、国のパッケージも踏まえながら早急にヒグマ対策の充実に取り組みべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。今年度、道内各地でヒグマが頻繁に出没し、人身事故の発生やヒグマ注意報等の発出など、道民の皆様の安全、安心を脅かす深刻な事態であり、ヒグマ対策は喫緊の課題であります。

このため、道では、市町村や道警察、猟友会、さらには自衛隊など、関係機関とのより一層の連携強化を図っていくため、先月、北海道ヒグマ対策推進会議を新たに設置するとともに、国のクマ被害対策施策パッケージの見直しに向け、緊急要望を実施いたしました。

道としては、警察や自衛隊との連携については、他県における活動事例の情報収集を行うとともに、推進会議において情報の共有や連携方法を検討するほか、今後示される国の施策パッケージの拡充を踏まえた取組を検討するなど、道民の皆様の安全、安心が確保されるよう、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 ヒグマは、私の自宅に近い円山動物園にも侵入し、動物たちの餌を食べたりしたとのことであり、隣接の円山公園も閉鎖されるなど、これまでになく身近な地域にヒグマの出没が相次ぎ、住民の方々は大きな不安を抱えながら生活しています。近くに住む知人からも、自宅前や庭に出没したヒグマの動画が送られてきました。ただいま、知事からは、国の施策パッケージの拡充を踏まえた取組を検討するなど、可能な対策に早急に取り組んでいくとの答弁ありましたが、新たな事故が起きることのないよう、関係機関等と緊密に連携を図って、緊張感を持って取組を行っていただきますよう強く求めておきます。

次に、地域づくり総合交付金についてであります。

地域づくり総合交付金は、市町村が抱える様々な地域課題の解決や活性化に向けて柔軟に活用できる大変重要な制度であります。市町村においては、人口減少や少子・高齢化の進行により、地域課題が一層多様化、複雑化しており、制度の充実と安定的な予算確保がこれまで以上に求められています。

各部審査において、地域振興条例の点検を踏まえた地域づくり総合交付金の見直しについて伺ったところ、今年度は、第3期北海道創生総合戦略に基づく取組を加速するための支援の重点化や、市町村における広域連携の取組のさらなる促進が図られるよう、制度の見直しと所要の予算

の確保を行ったとの答弁がありました。

人口減少に対応し、地域を維持・活性化していくためには、市町村等の主体的な取組を支援する地域づくり総合交付金の果たす役割はますます重要になると考えます。道内それぞれの地域が抱える課題の解決や活性化のために行う取組をより効果的に進めていくため、今後、地域づくり総合交付金をどのように活用していくのか、知事の考えを伺います。

**○鈴木知事** 地域づくり総合交付金についてであります。道では、本交付金を活用し、地域の特性を生かした主体的な取組を後押ししており、今年度は、道政の最重要課題である人口減少問題に対応するため、第3期北海道創生総合戦略の重点戦略に関連する取組を重点的に支援しているところでございます。

こうした中、国が示した地方創生の基本構想を踏まえ、現在、道においても総合戦略の見直しを進めているところであり、若者や女性にも選ばれる地域づくりなど、新たな視点も取り入れる総合戦略との連携を図りながら、本交付金のより効果的な活用に向けて、必要な予算額の確保はもとより、地域の実情や環境の変化に応じた運用に努めることにより、本道の創生につなげてまいります。

**○檜垣尚子委員** 人口減少問題という視点からも、若者や女性にも選ばれる魅力ある地域づくりを進めていくことが重要であると考えます。取組の成果はすぐに現れるものではなく、長いスパンでの取組になると思いますが、人口減少の流れを少しでも食い止めることにつながることを期待しております。

次に、行財政運営に関し、行財政運営の基本方針の見直しについてであります。

各部審査では、現行の行財政運営の基本方針が最終年度を迎えていることから、来年度以降の対応について伺ったところ、今後は、デジタル技術を活用した業務効率化の加速や共通業務の集約化の推進などによる職員サポートの充実、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりの推進など、スマート道庁の深化、浸透を図り、道全体の組織力向上に取り組むとの答弁がありました。

道は、これまで、厳しい財政状況の中において徹底した歳出削減等の財政健全化に取り組むとともに、様々な行政改革を進めてきたものと認識しております。しかしながら、依然として厳しい財政状況が続き、人口減少や物価、金利の上昇など、社会経済情勢は急速に変化している中、持続可能な行財政運営の確保が求められています。

このような中、高市総理は、さきの所信表明演説において、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行うとしており、国において、戦略分野を設定し、多角的な観点からの総合支援を行っていく方針を示したところであります。

道においては、こうした国の動きも含めた社会経済情勢などを踏まえながら、本道の発展に必要な政策を進めるとともに、質の高い行政サービスを提供し続けていくことが重要と考えます。

知事は、来年度以降の行財政運営に当たり、どのような考え方で行財政運営の基本方針を見直していくのか、伺います。

**○鈴木知事** 行財政運営の基本方針の見直しについてであります。これまで、道では、将来に

わたり発展する北海道の実現に向けて、エネルギー、デジタル、食をキーワードに、本道のポテンシャルを最大限発揮させ、必要な施策に着実に取り組んできたところでございます。

こうした中、国においても、次世代半導体への支援やGX金融・資産運用特区の決定に加え、エネルギーや食料供給に関する位置づけなど、国家戦略における本道の重要性がこれまで以上に高まっています。日本、そして世界に貢献し、本道の持続的な発展に向けた重要な局面を迎える中、これからの北海道を牽引する道庁組織の行財政基盤の強化が不可欠となっております。

厳しい財政状況の中、これまで、職員の採用抑制や給与の独自縮減などを進めてきたところでありますが、本道を取り巻く社会経済情勢の変化等に伴い、職員の人材確保や組織力の維持などへの懸念も顕在化しており、それらにしっかりと向き合っていくことが必要であります。

このため、次期方針においては、このような認識の下、将来を見据えた必要な投資を進めていくという視点に立ちながら、そのために必要となる財政健全化に不断に取り組むとともに、道政を支える職員の確保や育成を図りつつ、職員一人一人が最大限能力を発揮できる環境を整えるなどし、道全体の組織力向上につなげてまいります。

**○檜垣尚子委員** 次に、実質公債費比率についてであります。

道では、現在、比率の改善に向けて、減債基金の積立留保額を段階的に解消するため、当初予算で30億円の積み戻しに取り組んでおります。

このような中、各部審査では、実質公債費比率が依然として高い水準で推移する厳しい見通しにあることを踏まえ、来年度以降、比率改善に向けてどのように取り組むのか伺ったところ、引き続き、減債基金への積み戻しに取り組むなど、比率の改善に向けた取組を着実に進めるとの答弁でありました。

全国の都道府県の中で最も高くなっている実質公債費比率は、今後、早期健全化基準の25%に迫る高い水準で推移する厳しい見通しにあり、金利動向によってはさらに悪化することも懸念されます。こうした状況を踏まえると、比率の改善に向けた取組を強化すべきと考えますが、知事は今後どのように取り組むのか、伺います。

**○鈴木知事** 実質公債費比率についてであります。道では、比率が高止まりする大きな要因である減債基金の積立留保額を段階的に解消するため、毎年度の当初予算において30億円を計画的に積み戻すなど、財政健全化に向けた取組を進めてきたところでございます。

一方で、近年の金利動向などから、実質公債費比率は、引き続き高い水準で推移する厳しい見通しにあり、今後も多額の収支不足額が見込まれる中であっても、比率の改善に向けた取組を強化することが必要であると認識しております。

私といたしましては、将来世代に負担を先送りしてはならないという考えの下、来年度以降の当初予算において、減債基金への計画的な積み戻し額の増額を検討するとともに、道債償還費の負担軽減に資する減債基金における債券運用益のさらなる確保に取り組むなど、比率の改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

**○檜垣尚子委員** 次に、今後の財政運営についてであります。

各部審査では、来年度以降の収支見通しや収支対策の検討状況、財政健全化に向けた目標について伺ったところ、収支見通しについては、現時点での状況として、現在公表している見通しとおおむね同規模程度の収支不足額が見込まれるとのことでありましたが、収支対策及び目標については、現在、検討を進めており、今後示すとの答弁でありました。

道財政は、今後も多額の収支不足額が生じる見込みにあり、引き続き、その縮小に取り組む必要があるとともに、そうした厳しい状況の中にあっては、これまで以上に財政調整基金残高の確保にも取り組むことが重要になるものと考えます。

また、全国の都道府県の中で最も高くなっている実質公債費比率は、今後、早期健全化基準の25%に迫る高い水準で推移する厳しい見通しにあり、引き続き、その改善に取り組む必要があります。これらは、いずれも道財政における喫緊の課題であり、しっかりと目標を掲げて取組を進めていくべきと考えます。

知事は、来年度以降の財政健全化に向けた目標をどのように設定するのか、伺います。

また、今後も多額の収支不足額が生じる見込みにあることを踏まえ、来年度以降、知事はどのような収支対策を講じようとしているのか、併せて伺います。

**○鈴木知事** 今後の財政運営についてであります。道財政は、今後も多額の収支不足額が見込まれるとともに、中長期的な視野に立った財政運営を行う上で重要となる財政調整基金のさらなる残高確保や、高い水準で推移をする実質公債費比率の改善が必要であるなど、これらの財政課題に総合的かつ着実に取り組むことが重要であると認識しています。

こうした課題に対応するため、現行の目標である収支不足額の縮小、実質公債費比率の改善に加え、新たに、財政調整基金残高の確保を次期方針における財政健全化に向けた目標として掲げることといたしました。

これらの目標達成に向けて、まずは、当面の2年間、財政的調整や歳出削減、歳入確保といった今年度と同規模程度の収支対策を講じるとともに、効率的な予算執行等により基金残高の確保に努めるほか、比率改善に資する計画的な取組を強化するなど、持続可能な財政構造の確立に向け、不断に取り組んでまいります。

**○檜垣尚子委員** 財政健全化に向けた新たな目標として、財調基金残高の確保が加えられたとのことであります。来年度以降の今後の方針策定や来年度の予算編成に当たって、しっかりと対応していただくよう求めておきます。

次に、農業・農村整備の推進についてであります。

今後とも、本道農業が持続的に発展し、国民の方々に食料の安定供給を確保していくためには、若い担い手が将来に希望を持ちながら営農を続けられるよう、生産性の向上を図る農業・農村整備を計画的かつ効率的に進めることが重要です。

各部審査では、今後の基盤整備の考え方について伺い、農家負担の在り方を含め、農業・農村整備の効果的、効率的な進め方について早急に検討するとの答弁がありました。

地域からは、生産基盤の整備に積極的に取り組むためにも、整備に係る農家の負担軽減対策の

継続が必要との声が多く寄せられています。労務単価や資材価格が高騰している中、整備を進める上で農家負担の軽減が何より重要であると考えますが、知事の見解を伺います。

**○鈴木知事** 農業・農村整備における農家負担軽減対策についてであります。本道の農業・農村が将来にわたり持続的に発展し、我が国の食料安全保障の強化に最大限貢献していく上で、農業・農村整備は大変重要な役割を果たしており、道では、農家負担の軽減を図るパワーアップ事業を措置し、整備の促進に取り組んでまいりました。

本事業により、農地の大区画化や排水対策などが進み、生産性の向上に大きく寄与したものと認識をしており、私も、地域を訪問した際、農業者の方々や市町村、関係団体の方々からも、麦や大豆などの主要穀物や高収益作物の生産拡大につながった、基盤整備により気候変動にも対応できたなどの高い評価や、事業の継続を求める声を伺っております。

私としては、こうした地域の声を踏まえるとともに、国の予算編成の動向を注視しつつ、今後とも、農業者の方々が必要な整備に積極的に取り組み、安心して営農が続けられるよう、農家負担を軽減する対策事業の継続実施に向けて検討してまいります。

**○檜垣尚子委員** 国の計画に、米や小麦などの主要穀物の産地として位置づけられた北海道がその役割を果たすためには、その基本となる農地の基盤整備が不可欠であり、そのためには農家の負担軽減が必要と考えます。知事からは、地域を訪問して皆様の声を直接伺い、その声を踏まえ、農家負担軽減対策事業の継続実施に向けて検討するとの答弁がありました。これは、パワーアップ事業の継続による負担軽減を求めている農家の皆様に寄り添ったものと私は受け止めておきます。

次に、ゼロカーボン北海道の推進についてであります。

再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、自然環境の保全をはじめ、地域との共生を図りながら事業を進めていくことが大前提であると考えます。その一方で、釧路市内の太陽光発電施設において、事業者が土壌汚染対策法に違反している事例が見られるなど、地域環境への配慮を欠いた事業の進め方が問題となっています。

知事は、さきの定例会において、市町村の考え方を把握した上で、地域との共生に関する道の考え方を策定し、広く発信すると答弁されました。各部審査では、現在取りまとめを進めており、取りまとめ次第、広く発信すると答弁にとどまり、策定の時期も内容も明らかにされていません。地域では、事業者との調整や住民理解の促進など、現場での対応に苦慮している自治体も少なくなく、道の明確な方向性を早期に示すことが求められています。

地域との共生に関する道の考え方は、いつ策定し、発信するのか、また、その内容はどのようなものなのか、知事の所見を伺います。

**○鈴木知事** 道の考え方についてであります。道では、本道のポテンシャルを生かした再エネの導入促進に関し、環境と経済の好循環につなげていくためには、地域との共生の視点が大変重要と認識しています。

昨今、太陽光発電事業などの違法開発行為が散見される中、釧路市北斗の太陽光発電事業に関

する土壌汚染調査が、道の再三の指導にもかかわらず、いまだ実施されていないため、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨を伝え、改めて早急な調査を強く求めたところでございます。

先般、道では、市町村に対し、再エネ導入に関する御意見を伺ったところ、良質な投資の促進は進めるべきとの声が多数を占める一方で、違法な開発は、条例ではなく、国が全国一律の規制強化をすべきとの声が多くありました。

現在、国では、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、こうした市町村の御意見を踏まえ、国に対し必要な対応を要望するとともに、月内には、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接、あるいは道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、地域と共生する再エネの導入を進めてまいります。

**○檜垣尚子委員** 法令を遵守せず、地域環境に影響を及ぼすような事業は、再エネの推進に対する住民の信頼を損なうものです。お答えいただいた、違法な投資は容認しないというメッセージを速やかに発信していただき、適切に対応していただくよう強く求めておきます。あわせて、地域との共生という考え方を再エネ推進の根幹として、さらに強く打ち出していただくようお願いいたします。

最後に、物価高対策についてであります。

各部審査では、道が、国の総合経済対策を踏まえ、本年1月に物価高緊急経済対策を取りまとめ、道民や事業者の方々に、生活支援や事業継続のための様々な支援策を講じているものの、各種経済指標や現場の声を聞くと、依然として厳しい状況が続いていることを指摘し、今後の対応について伺ったところです。担当部からは、変化する経済情勢や今後の国の動向を注視しつつ、地域や事業者の実情やニーズを踏まえ、直面する課題に時期を逸することなく対応する旨の答弁がありました。

国においては、先月21日に高市新総理から経済対策の取りまとめに関する指示が出され、現在、国としての新たな対策が検討されているところです。

こうした中、道としても、国の対策をまっばかりでなく、道民や事業者の方々が直面する課題に的確に対応するため、道単独でも実施できる効果的な取組を早急に講じていくことが必要と考えます。

知事は、エネルギー価格や物価の高止まりが道民生活や道内経済にどのような影響を及ぼしているか、また、国の動きも踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

**○鈴木知事** 物価高への対応についてですが、本道経済は、物価上昇が継続する中で、それを上回る賃金上昇や中小・小規模事業者の方々が求める価格反映の実現には時間を要していることから、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識を

しており、これまで、道では、物価高緊急経済対策に基づき、支援を実施するとともに、既存施策を最大限活用した取組を推進してまいりました。

こうした中、国では、先月、総理が経済対策の取りまとめを指示されたことから、道では、この動きに呼応して速やかに経済対策推進本部会議を開催し、私から、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討などを指示したほか、今月7日には、物価高への対応をはじめとした補正予算に関する国への要望を実施したところでございます。

道としては、引き続き、今後の国の経済対策や補正予算の動向を注視しつつ、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズ、変化する経済情勢を踏まえ、直面する課題に対し、きめ細かく対応し、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

**○檜垣尚子委員** 私の周りの声を聞いていても、道民の生活はまだまだ厳しい状況が続いています。国の補正予算の動きもありますので、道内の実情も踏まえて、道民に寄り添った対策をしっかりと取っていただきますよう求めて、質問を終わります。

**○船橋賢二委員長** 以上で檜垣委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

畠山みのり君。

**○畠山みのり委員** 通告に従いまして、岡田委員、小林(千)委員、稲村委員、高橋(亨)委員の総括質疑保留事項を併せて、順次伺ってまいります。

まず、財政運営についてです。

各部審査におきましては、財政健全化に向けた目標や実質公債費比率などについて伺ったところ、持続可能な財政構造の確立を目指す観点から目標等を示す、比率の改善に向け、引き続き積み戻しに取り組むなどと答弁がありました。

しかし、令和7年度当初予算時点で460億円だった収支不足額は、令和16年度には640億円に拡大するという見込みであり、また、全国最悪の水準であります実質公債費比率は、令和7年度の20.0%から令和16年度には23.7%に達する見込みであるなど、道財政は大変厳しい状況にあります。さらに、物価や資材・エネルギー価格、人件費がかさみ、金利の上昇に伴う負担増などによるなお一層の収支や比率の悪化も懸念されます。

このような中、知事は、道財政の健全化に向けて、今年度、新たな方針を策定しようとしておりますが、どのような目標や収支対策を定めるのか、また、比率の改善にどう取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○船橋賢二委員長** 知事鈴木直道君。

**○鈴木知事** 今後の財政運営についてであります。道財政は、今後も多額の収支不足額が見込まれるとともに、中長期的な視野に立った財政運営を行う上で重要となる財政調整基金残高のさらなる確保や、高い水準で推移する実質公債費比率の改善が必要であるなど、これらの財政課題に計画的かつ着実に取り組むことが重要と認識をしております。

こうした課題に対応するため、現行の目標である収支不足額の縮小、実質公債費比率の改善に

加え、新たに、財政調整基金残高の確保を次期方針における財政健全化に向けた目標として掲げることといたしました。

これらの目標達成に向けて、まずは、当面の2年間、今年度と同規模程度の収支対策を講じつつ、効率的な予算執行等により基金残高の確保に努めるほか、来年度以降の当初予算において、減債基金への計画的な積み戻し額の増額を検討するとともに、減債基金における債券運用益のさらなる確保を図り、比率改善の取組を強化するなど、持続可能な財政構造の確立に向け、不断に取り組んでまいります。

**○畠山みのり委員** 次に、物価高騰対策についてです。

まず、中小企業支援費について伺います。

各部審査におきまして、中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策の省エネ設備事業では、予算額約19億円に対し、約5億3000万円の不用額、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業では、予算額約3億6000万円に対しまして約2億7000万円の不用額となり、合わせて約8億円の不用額が発生していることが明らかとなりました。要因についても伺いましたが、予算の積算において見通しが甘かったと言わざるを得ません。

物価高騰などに苦しみ、資金繰りや事業継続に苦慮する中小企業に対し、支援の十分な活用が進まず、不用額を発生させたことについては、道としてしっかりと受け止め、次につなげる必要があると考えますが、所見を伺います。

**○鈴木知事** 中小企業支援費についてであります。令和6年度に実施した省エネ設備事業については、多くの事業者の方々に活用いただけるよう、数次にわたり募集し、期間も延長したため、申請件数は当初想定を上回ったものの、平均支給単価が想定に届かず、結果として不用額が発生をしたものです。

また、特別高圧電力利用事業者緊急支援事業については、申請件数が、製造業は想定どおりだった一方で、商業施設のテナントは伸び悩み、個別に利用を呼びかけたものの、各事業者の方々の電力使用量が想定より少なかったことと相まって、結果として不用額が発生をしたものであります。

道では、結果として執行残が生じたことをしっかりと受け止め、要因分析を通じ、その後においては、より正確な積算ができるよう、事業者の方々のニーズをきめ細かに把握するとともに、事業実施の際には、過去の受給者情報等を活用したプッシュ型の周知を実施することで、今年度の同様の事業では執行率が約8割に改善をされたところでございます。

道としては、今後とも、不用額の発生を可能な限り抑え、多くの事業者の方々に必要な支援が行き渡るよう取り組んでまいります。

**○畠山みのり委員** 次に、今後の物価高騰対策についてです。

先ほど伺った道財政の健全化も重要ですが、一方で、物価高により疲弊する道民生活や道内経済の立て直しのための財政出動も同時に必要と考えます。

各部審査では、これまでの道の物価高騰対策に対して一定の効果があったという評価でした

が、これまで、私ども会派では、同じ支援が同じ対象者に繰り返されており、道民への幅広い支援とはなっていないことを再三指摘してまいりました。

総理は、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに、お米券の検討を深めているとのことですが、道はまたそれに従うことになるのでしょうか。

これまで道が行ってきた対策を踏まえて、道民に対し、道が行う物価高騰対策を今後どのように進めようとするのか、所見を伺います。

**○鈴木知事** 物価高への対応についてであります。道では、これまで実施した経済対策の効果の検証を行うとともに、経済団体や労働団体などの方々からの要請、市町村や企業、団体等の方々へのヒアリングなど、幅広い立場の皆様からの御意見等を踏まえ、国や道、市町村の役割分担の下、経済対策に取り組んでまいりました。

こうした中、道では、国における経済対策の取りまとめの動きに呼応して、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、私から、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討などを指示したほか、今月7日に、国に対し補正予算に関する要望を実施したところでございます。

道としては、引き続き、国の経済対策や補正予算の動向、変化する経済情勢を注視しつつ、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズ、これまでの事業の活用状況や効果の検証結果に基づく課題等を踏まえて、直面する課題にきめ細かく対応し、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

**○島山みのり委員** 支援の対象とならなかったの方々からは効果の検証はしていないということで、当然、その実情やニーズを把握することはできていないと思います。今、知事から、直面する課題にきめ細かくとおっしゃっていただきましたけれども、その文字どおり、細やかに今後も取組をお願いしたいと思います。

次に、エネルギー政策について、数点伺ってまいります。

まず、泊原発に関連して、各部審査では、実効性ある原子力防災計画について誰が判断するのかを伺いましたが、明確な答弁がありませんでしたので、改めて知事にその所見を伺います。

**○鈴木知事** 原子力防災対策についてであります。道とUPZ内13町村では防災計画や避難計画を定め、国においては、これらの計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、内閣総理大臣が議長を務める原子力防災会議で了承しているところであり、万が一、事故が起きた場合には、国は、関係法令に基づき、責任を持って対処することとしています。

道としては、原子力災害時において、地域住民の皆様が計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実にできるよう、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力し、実践的な訓練を積み重ね、防災知識の普及啓発を継続的に実施するなど、より実効性のある原子力防災対策の充実強化に不断に取り組んでまいります。

**○島山みのり委員** 国が関連法令に基づいて責任を持って対処するということでしたが、そもそもこの防災計画は実効性のあるものだという判断を国がするのかということについて明確な答弁がありませんでしたので、今後、連合審査会などで、私ども会派として国に伺ってまいりたいと

思います。

次に、北海道は第3期北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に取り組んでいます。知事は、令和6年度までの北海道における省エネルギーの進捗状況と、水素、バイオ、雪氷、アンモニアなどの新エネルギーの研究開発、実証などの振興について、どのように評価されているのか、所見を伺います。

これらと併せまして、知事のおっしゃる多様なエネルギー構成について欠くことのできない、太陽光、風力などの再生可能エネルギーがあります。既にこれらの発電施設容量は829万キロワットにも上りますし、今後、海洋風力は、檜山沖と松前沖の促進区域が始動しようとしておりまして、北本連系も2028年までに90万キロワットから120万キロワットに増大することになっています。

また、現在でも、夏と冬の両期間の最大電気需要時でさえ予備電源に余裕があり、逆に再生可能エネルギーの出力制限まで行っています。

道が自ら認識しているように、北海道の再生可能エネルギーの賦存量は膨大であり、そのポテンシャルは全国有数と言うよりも、1番に位置していますから、今後は、エネルギー供給基地として電力を本州に移送して、日本の電源を支えることになるかと思いますが、知事の北海道における省エネ、新エネ、再エネへの評価について併せて伺います。

**○鈴木知事** 再エネの導入などについてであります。道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、徹底した省エネ社会の実現や新エネの最大限の活用などを目指し、2030年度における目標値を設定し、各般の取組を進めています。

こうした中、計画の進捗に関し、まず、省エネについては、部門によりその進捗に差が生じているのが特徴であり、直近の実績では、産業部門は既に2030年度の目標を達成している一方で、業務部門や運送部門は道半ばの状況にあり、こうした部門の底上げが課題と認識をしております。

また、新エネについては、風力やバイオマスを中心に、設備容量と発電量は共に増加傾向にあり、今後は、洋上風力などへの拡大も進め、着実に導入を促進することが必要であります。

道としては、国内随一の再エネポテンシャルを生かし、再エネの供給拠点と利活用拠点の両面での取組を進め、環境と経済の好循環に向け取り組んでまいります。

**○畠山みのり委員** 次に、経産省のエネルギー庁は、北海道の今後の電気需要は半導体やデータセンターの誘致で増大するとの考えを示していますが、ラピダスは、これまで、原発ではなく、再生可能エネルギーで電力を賄う方針を強調してきましたし、知事のお言葉で、2027年の量産に向け、電源を確保した上で稼働させている、泊を前提としていることではないとおっしゃったと報道されています。

また、ソフトバンク社の苫小牧データセンターにおける想定受電容量30万キロワットについては、宮川社長が、100%、再生可能エネルギーで賄うとされ、また、さくらインターネット石狩も再生可能エネルギー活用となっています。

IT関連企業などにおきましては、電源を環境に配慮した再生可能エネルギーにすることが重要となっていますが、このような企業の取組について、再エネを推進する立場である道としてどのように受け止めているのか、伺います。

○鈴木知事 再生可能エネルギーの活用についてであります。現在、道内では、データセンターなどにおいて再生可能エネルギーの活用の動きが見られており、こうした動きは、再エネの最大限の活用に重点的に取り組むとしている道のゼロカーボン北海道推進計画にも合致し、ゼロカーボン北海道の実現や持続可能な地域社会の形成に向け、重要であると考えております。

道としては、道内各地域に多く賦存する再エネのポテンシャルを生かした供給拠点の立地に加え、その近傍に利活用拠点の立地を促進することで、地域との共生を前提に、全道域でのGX産業の集積を図り、環境と経済の好循環につなげてまいります。

○畠山みのり委員 各部審査では、釧路のメガソーラー問題などを踏まえまして、地域共生型の再エネの促進と自然環境の保全の両面での取組を強化するために行動を起こすことを求めたところ、道は、現在、地域との共生についての考え方を取りまとめているとの答弁がありました。

そうしたところ、本日、メガソーラー問題に関わっている事業者に対しまして、土壤汚染対策法に係る土壤調査についての指導を行ったと承知しています。

そこで、地域との共生についての知事の考え方を伺うとともに、事業者に対し、どのような指導を行ったのか、伺います。

○鈴木知事 再エネ導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しています。

昨今、太陽光発電事業などの違法開発行為が散見される中、釧路市北斗の太陽光発電事業に関する土壤汚染調査が、道の再三の指導にもかかわらず、いまだ実施されていないため、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨を伝え、改めて早急な調査を強く求めたところでございます。

現在、国では、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、今般の再エネ導入に関する市町村の御意見を踏まえ、国に対し、必要な対応を要望するとともに、月内には、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接、あるいは道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、地域と共生する再エネの導入を進めてまいります。

○畠山みのり委員 メッセージを知事自ら発信されるということでしたが、これが早い時期であったのであれば、さらに効果があったのかもしれませんが。また、そのメッセージの内容も漠然としたものでは当事者に届かないのではないかと、つまりは効果がないのではないかとということなのですけれども、例えば、違反事業者に対しては、氏名の公表なども含めて、道としてでき得る限りの強い姿勢で臨むということ宣言すべきだということ指摘させていただきます。

次に、ヒグマ対策についてです。

生活圏でのヒグマの出没が後を絶たず、今や、安全だと思っていた場所が危険な場所となる異常な状況となっています。道は、市長会、町村会と連名で、国に対してヒグマに対する要望を行いました。ヒグマ被害は喫緊の課題となっています。速やかな対策を願います。

緊急銃猟制度につきまして、自治体や捕獲従事者からは、人的・物的被害が生じた場合の補償や発砲行為に対しての責任が懸念されています。不安なく緊急銃猟に対応できる対策について所見を伺います。

また、人とヒグマのあつれきを生まないようにするまで、ヒグマの個体数管理を今後どのように実施していくのか、併せて伺います。

**○鈴木知事** 緊急銃猟への対応などについてであります。人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっている中、緊急銃猟の円滑な実施に向けては、市町村や道警察、捕獲従事者の方々が十分な準備の下で不安なく対応できる環境づくりが重要であります。

このため、道では、捕獲従事者の方々が、緊急銃猟をはじめ、市町村のヒグマ捕獲に安心して対応できるよう、国に対して不安の払拭や公務災害補償の適用を可能とする制度の整備を要望したほか、関係機関との実践的な訓練を積み重ねてきています。

また、捕獲目標の設定による個体数管理の推進に当たっては、問題個体の積極的な捕獲や春期管理捕獲の着実な実施に加え、ゾーニング管理を組み合わせる取り組みとしており、取組の趣旨や支援制度を、市町村などにさらに周知を図りながら、より一層の効果的な実施につなげてまいります。

**○畠山みのり委員** 次に、ガバメントハンターの取組ですが、各部審査では、市町村に事例の紹介などという答弁でしたが、捕獲者の養成や装備の整備など、各自治体がそれぞれガバメントハンターを確保するのは難しい場合もあると考えます。広域自治体の道が、例えば、振興局単位でガバメントハンターを採用するなど、道としての取組も必要と考えますが、所見を伺います。

さらに、ガバメントハンター、警察官による捕獲には時間もかかり、まだまだハンターに頼らざるを得ない状況が継続します。地元猟友会のニーズなどを的確に捉え、様々な不安を払拭するための取組について併せて伺います。

**○鈴木知事** ガバメントハンターなどについてであります。国ではガバメントハンター等の捕獲従事者の確保などの検討が進められており、今後、補正予算や来年度予算も活用し、自治体への支援など、具体的な対応策が示されるものと承知をしております。

道としては、国が取りまとめるクマ被害対策施策パッケージの拡充も踏まえ、捕獲従事者の確保育成に向けた取組の検討を進めるほか、新たに設置した北海道ヒグマ対策推進会議の場などを通じて、猟友会の方々をはじめ、関係者間の情報共有や一層の連携強化を図りながら、関係機関が一体となったヒグマ対策に取り組んでまいります。

**○畠山みのり委員** 次に、地域医療問題についてです。

道では、団塊世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、バランスの取れた医療提供体制を目

指して、平成28年に地域医療構想を策定したと承知しています。

現構想は、今年が最終年度とされていますが、こうした中、国では、現在、生産年齢人口の減少が加速していく2040年頃を見据えて新たな構想を検討しているところです。知事は、これまでの構想の取組をどう評価されているのか、伺います。

また、現下の物価高騰や人件費の上昇に診療報酬が追いついていないなど、医療機関の経営が厳しさを増している中、医療機関同士の共倒れを防ぐためにも構想の取組を一層進めることが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

**○鈴木知事** 地域医療構想の取組についてであります。道では、これまで、平成28年に策定した地域医療構想を推進するため、2次医療圏ごとに重点課題を設定し、病床機能の分化、連携等に向けた協議を進めてきており、本道全体の病床数は構想に掲げる必要量に近づきつつあるものの、機能別では急性期が多く、回復期は不足をするなど、引き続き、バランスの取れた医療提供体制を目指していく必要があると認識しています。

圏域別では、南空知で国公立病院の再編統合、また、上川北部は公立病院間で病床機能の分化、連携が進められているほか、4圏域で地域医療連携推進法人が設立され、共同研修や人事交流など、地域課題に即した取組が行われています。

道としては、今後とも、地域の医療機関が安定的に経営継続できるよう、診療報酬や財政措置の充実などを国に要望することはもとより、地域医療構想アドバイザーと連携して、圏域別の取組事例を全ての圏域で共有するなど、道内各圏域における議論を促進し、持続可能な地域医療の確保に取り組んでまいります。

**○島山みのり委員** 次に、情報公開制度について伺います。

各部審査では、行政文書の開示、不開示の判断は、基本的に担当課が判断すると答弁がありました。もちろん、担当課の恣意的な判断で決定するものではなく、道が組織として不開示の判断や判断基準を定めているものと認識します。

道の令和6年度の開示請求状況は、全体の約45%が全開示、約45%が一部開示と不開示という状況でした。

情報公開制度は、住民が道政に関心を持ち、行政が民主主義を实践するバロメーターの一つですが、過剰と思われる不開示、文書不存在などは不信を招くものになりかねず、自治体の態度が如実に表れます。積極的な情報公開が道民に対する道の責務と考えますが、所見を伺います。

**○鈴木知事** 情報公開についてであります。道が保有する情報は、道民の皆様の共有の財産であり、これを広く公開することは民主主義の原理や開かれた道政を推進していくために必要不可欠なものと認識しております。

情報公開制度は、誰もが知りたいときに自由に知り得るよう、知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を果たすことにより、道民の皆様の参加を促進するものです。

道としては、公文書の開示決定等に当たっては、情報公開条例の規定に照らし、適切に判断し

ていくなど、今後とも、情報公開制度の趣旨や目的に沿って適正な運用に努め、開かれた道政を一層推進してまいります。

**○畠山みのり委員** 条例の定めによって適切に判断し、適正な運用をとというのは、言わば当たり前のことだと思います。将来世代に影響を及ぼす自然環境に関わること、それから、違法な開発行為に関する情報公開の在り方などについて、個人情報保護のみならず、公共の福祉をどう守っていくのか、知事自らが開示、不開示の判断をすることも含めて、新たな枠組みを検討すべきであると考えますが、再度、その必要性について知事の所見を伺います。

**○鈴木知事** 情報公開についてであります。道では、情報公開条例に基づき、公開を原則としておりますが、個人の思想や宗教などといったプライバシーに関することや、法人等の事業運営上の地位などが不当に損なわれないよう、不開示に関する要件を規定している一方で、その場合であっても、人の生命、身体、健康、または生活の保護のための公益上の必要があると認められるときは開示するものとしているところでございます。

このため、公文書の開示、不開示の決定等に当たっては、制度の趣旨や条例の規定を踏まえ、開示する範囲について個別の案件ごとに判断しているところであり、今後とも制度の適切な運用に努めてまいります。

**○畠山みのり委員** 個別の案件ごとに判断というのも、制度の範囲内ということなのだと思います。

先ほど、エネルギー政策に関する地域との共生の質問の中でも、例えば、違反事業者に対しては氏名公表も含めということを指摘させていただきましたけれども、今後、これまでどおりのやり方では立ち行かないこともあるのではないかと思いますので、このことにつきましては今後も求めてまいりたいと思います。

次に、家畜伝染病予防についてです。

高病原性鳥インフルエンザが発生しますと、防疫作業に派遣される職員や、派遣を支援する職員、その穴を埋める通常業務に当たる職員の負担が増加することから、道は、今シーズンより、宿泊施設の手配や殺処分、清掃・消毒業務の一部も委託を行い、道職員の負担軽減を図ったことが各部審査で明らかにされました。

道は、職員のさらなる負担軽減に向けて、今後、委託業務による効果や課題を検証するとのことでしたが、どのような検証をいつまでに行うのか、伺います。

また、今シーズンにおきましても、まだ鳥インフルエンザが発生し本格化する可能性もある中、スピーディーな検証と判断、対応が求められますが、その検証と判断を基にした体制はいつ構築される予定なのか、併せて伺います。

**○鈴木知事** 防疫関連業務の民間委託についてであります。道では、高病原性鳥インフルエンザが発生した際の防疫対応に係る道職員の負担を軽減するため、今シーズン発生した2農場からは、宿泊施設の手配に加え、殺処分や清掃・消毒作業の一部も民間事業者に委託を実施しました。

このたびの防疫作業に当たっては、発生翌日には民間の作業員の方々が加わり、その後、民間が半数以上を担う体制の下、2農場ともおおむね計画どおりに防疫措置を完了し、作業に従事する道職員数を削減できたところでございます。

道としては、今般の民間事業者と連携した新たな防疫体制について、速やかに事業者の方々への聞き取りや作業に従事した職員へのアンケート調査を行い、委託業務の拡大による効果や課題を検証することで、より効果的な防疫体制につながるよう改善を図ってまいります。

**○畠山みのり委員** 随時、その都度、改善していただけるということで受け止めます。

次に、お米の需給問題についてです。

これまで、政府は、米の生産方針として、増産と減産を繰り返し、しまいには、お米券の発行で米価格の高止まりに対処する考えまで示しています。道は、北海道米の安定的な生産や供給が重要と述べていますが、この状況下では、本道の農業者は安心して営農が続けられず、また、政府が示すお米券も一時的な消費喚起策でしかなく、需給安定の抜本的な解決が図られない懸念があります。

食料安全保障の観点からも、国の政策に追随するだけではなく、気候変動対策も含めて、道独自で持続可能な米生産の確立と安定供給に一層努めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、道産米の消費動向を注視するだけではなく、米離れの解消に向けて、外食産業や学校給食など地産地消拡大等の取組をさらに強化すべきと考えますが、併せて伺います。

**○鈴木知事** 北海道米の需給についてであります。米への関心が依然として高い中、国内有数の米産地である本道が今後とも食料供給地域としての役割を果たしていくためには、北海道米を安定的に生産し、供給していくことが重要です。

道では、農業団体の方々などと連携し、国が示す主食用米の需給見通しのみならず、産地の作付意向などを踏まえ、需要に応じた生産を推進するとともに、計画的な基盤整備やスマート農業技術の導入による生産性の向上、さらには、高温に対応した品種開発に取り組んでいるところでございます。

道としては、こうした取組に加え、飲食店と連携した北海道米のプロモーションや学校給食を通じた米粉の利用促進など、各般の施策を総合的に展開するとともに、国に対し、米政策全般についての検証を求めるなど、本道稲作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

**○畠山みのり委員** 最後に、パワーアップ事業について伺います。

本道の営農活動に欠かせないパワーアップ事業は、生産力増強や作業効率化などに資する重要な施策ですが、時限的な事業であり、最終年度の都度、事業継続の問合せや要望も多いのが実態です。

食料基地・北海道として、就農者の意欲をそがないよう、農家負担の軽減を図ることが必要と考えますが、所見を伺います。

**○鈴木知事** パワーアップ事業についてであります。本道農業・農村が今後とも持続的に発展

し、安定的に食料を供給していくためには、生産性の向上や農村の強靱化を図る農業・農村整備が重要であり、道では、農家負担の軽減に向け、パワーアップ事業を措置し、整備の促進に取り組んでまいりました。

本事業により整備が進み、生産性の向上に大きく寄与したものと認識しており、私も、地域を訪問した際、農業者の皆様や市町村、関係団体の方々からも、需要に応じた作物の生産が可能となった、高温、干ばつの中においても収量を確保できたなどの評価の声とともに、事業の継続を求める声を伺っております。

私としては、こうした地域の声を踏まえるとともに、国の予算編成の動向を注視しつつ、今後とも、農業者の方々が必要な整備に積極的に取り組めるよう、農家負担を軽減する対策事業の継続実施に向けて検討してまいります。

○**畠山みのり委員** ぜひ、お願いしたいと思います。

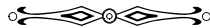
知事は、直接、農家の方からお声を伺ったということですが、私も、聞き伝えではありますけれども、比較的若い年齢の就農者が増えたというお声も伺っていますので、ぜひ、そういった方々への支援ということで取り組んでいていただきたいと思います。

終わります。

○**船橋賢二委員長** 以上で畠山委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩



午後2時52分開議

○**船橋賢二委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

赤根広介君。

○**赤根広介委員** これまで以上に、今、知事の言動に世間の耳目が集まっているというふうに感じておりますので、今日の質疑も真摯な答弁を求めるところでございます。

それでは、野生鳥獣対策についてであります。

農業被害防止に向け、地域の捕獲活動などへの支援は行っているものの、知事が1円にこだわり編成した令和6年度の予算では、13億6100万円もの執行残となっております。

我が国最大の食料供給基地である本道において、農業被害が全道に広がり、生産者の営農意欲の低下も懸念される中、道がリーダーシップを発揮して防止対策を進める必要があると考えますが、所見を伺います。

○**船橋賢二委員長** 知事鈴木直道君。

○**鈴木知事** 農業被害防止に向けた今後の取組についてであります。我が国最大の食料供給地域である本道において、近年、野生鳥獣による農業被害が全道各地で広がり、対象となる鳥獣も多岐にわたり、その被害を防止し、生産者の方々が安心して営農に取り組むことのできる環境を

整えることは大変重要な課題であると認識をしております。

道としては、市町村が作成した被害防止計画に沿って行われる捕獲活動や侵入防止柵の整備、緩衝帯の設置、人材育成といった地域の取組を確実に支援できるよう、関係団体や市町村、農協などと密接に連携しながら、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金について必要な予算額の確保を強く求めるとともに、スマート捕獲への支援や越冬期における集中捕獲の実施など、地域の実態に即した効果的な被害防止対策の推進に努めてまいります。

**○赤根広介委員** 次に、ヒグマ捕獲について、春期管理捕獲に関する市町村アンケートの結果では、参加できなかった理由として、人材確保や事業予算を確保できなかったことが挙げられており、取組が広がっておりません。捕獲強化策の一つとして、例えば、来年2月からの春期管理捕獲に向けて、現状、2780万円にとどまっている事業費を、例えば、第4回定例会で、1億円、大幅に積み増すなど、ヒグマ対策への姿勢を示すべきと考えます。

捕獲従事者の確保育成、緊急銃猟などへの対策強化にどう取り組むのか、決意を伺います。

**○鈴木知事** 地域の捕獲体制などについてであります。緊急銃猟や春期管理捕獲をはじめ、捕獲活動などを円滑かつ不安なく実施していくためには、関係機関との連携の下、訓練などを通じ、地域の捕獲体制を充実することが重要であります。

このため、新たに設置したヒグマ対策推進会議の場なども通じて、春期管理捕獲について、取組の趣旨や支援制度を市町村などに改めて周知を図り、参加を促進していくほか、関係機関と連携した実践的な訓練に取り組み、課題や成果を共有しながら、緊急銃猟に備えた環境づくりを進めてまいります。

また、警察や自衛隊との連携について、他県における活動事例の情報収集を行うとともに、推進会議において、情報の共有を進め、連携方策を検討するほか、今後示される国の施策パッケージの拡充も踏まえた取組を検討するなど、関係機関と緊密に連携し、地域対応力の一層の充実強化を図ってまいります。

**○赤根広介委員** ヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっている現状を踏まえ、今こそ、長期的な視点に立って、野生動物の専門知識を持つ職員やハンターの育成を道庁としても図るとともに、その対策の中核を担うセンターの設置を含め、抜本的対策強化に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

**○鈴木知事** ヒグマ対策についてであります。捕獲の担い手となる狩猟者や専門的な知識を有する職員の育成確保に向け、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修を実施するとともに、振興局や市町村職員のヒグマ保護管理の人材育成研修や、専門的知見を有する職員の振興局への配置、市町村への専門家の派遣など、地域対応力の強化に努めてきているところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進めていくとともに、市町村や道警察、捕獲従事者の方々などと連携を密にし、本年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法も踏まえた実践的な出沒対応訓練を実施していくなど、本道のヒグマ対策に必要な人材の育成確保に取り組んでまいり

ます。

○赤根広介委員 次に、各部審査では、野生鳥獣に関してメガソーラーの開発問題についてもただしたところであり、先ほど来、議論がありますとおり、本日、日本エコロジーに対し、土壌汚染の有無に関する調査結果を早急に提出するよう求めたようではありますが、この間の事業者の対応を知事はどう認識され、今回の行政指導で十分に実効性が確保できると確信しているのか、所見を伺います。

○鈴木知事 釧路市北斗の太陽光発電事業計画についてであります。本事業に関する土壌汚染調査が、道の再三の指導にもかかわらず、いまだ実施されていないため、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨を伝え、改めて早急な調査を強く求めたところであり、道としては、今後、事業者が速やかに調査を実施するよう、対応状況を随時、確認してまいります。

○赤根広介委員 対応状況を随時、確認していくということではありますが、事業者が調査結果の提出に応じないなどの場合に、より強い措置を講じるなど、知事も毅然と対応すべきと考えるわけではありますが、この点の見解と今後の対応について伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてであります。道としては、今後、事業者が速やかに調査を実施するよう、対応状況を随時、確認していくとともに、その調査の結果、土壌汚染のおそれがある場合には、事業者に対し、法に基づく詳細な土壌汚染状況調査の命令を発出するなど、法の適切な運用を通じ、土地の適切な管理と健康被害の防止を図ってまいります。

○赤根広介委員 ぜひ、毅然とした対応を改めて強く求めるところであります。

現在、国では、同公園の区域拡張などについて検討が行われているほか、関係法令の効果、実効性が不十分な場合は、さらなる規律強化に向けた対応方針の検討が進められていると承知をしております。

一方、本道の豊かな自然環境と野生鳥獣を含めた生物多様性を将来に引き継いでいくために、釧路湿原周辺におけるメガソーラー問題を契機として、道においても開発行為に対する規制強化に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しています。

昨今、太陽光発電事業などの違法開発行為が散見される中、現在、国では、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、こうした国の動向を注視するとともに、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接、あるいは、道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 この点、さきの第3回定例会の知事総括質疑では、再エネなどに関し、本道の優れた自然環境を未来に引き継いでいくため、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策

定、広く発信すると答弁されておりましたが、今日の答弁だと、考え方を策定する、この部分が抜け、単に知事のメッセージを発信すると。規制強化に取り組むどころか、僅か1か月しかたっていないのに、まさにトーンダウンした感が私は否めないわけであります。

この点、知事の認識と今後の対応について、改めて所見を伺います。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。道といたしましては、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信することとし、その中においては、地域住民の理解、自然や生活環境の保全といった観点から、事業者に対応を求める事項をガイドラインとしてお示ししてまいります。

○赤根広介委員 それは、今までの道の取組と、何が新たな考え方の部分なのか。もう一度、答弁をお願いします。

○鈴木知事 今後の取組についてでありますけれども、昨今、太陽光発電事業などの違法開発行為が散見される中、国においては、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めています。

道としては、こうした国の動向を注視するとともに、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、今申し上げたような観点から、事業者に対応を求める事項についてはガイドラインとしてお示しをしてまいる考えでございます。

○赤根広介委員 その程度のことさえ、今まで道としてはやっていなかったのですか。結局、お願いベースですよ。もっと強い対策をとということじゃないのですか。再度、答弁を求めます。

○鈴木知事 今後の取組につきましては、まずは、今、釧路市北斗で行われております、複数の法令を遵守していない、そういう状況が明らかとなる中で、全庁一体的に、各法律に基づく行政指導等を行いまして、本日につきましては、再三、従っていない状況の中で、土壌汚染対策法に基づく調査について要望もさせていただきました。

そういう意味では、これまでも、様々、行政指導等は行ってまいりましたけれども、今般のそういった事例等も踏まえて、国においては法的に規制する施策の検討も進められていますので、そういった状況も踏まえて、先ほど申し上げたようなメッセージとガイドラインというものを整理した中で、直接、あるいは、道の広報媒体なども通じて、その遵守を強く求めて、この取組を展開していきたいというふうに考えております。

○赤根広介委員 知事自らが答弁でおっしゃっていただきましたけれども、そういうことはこれまでもやってきたのですよね。問題は、実効性をこれでどう確保するのですか。実効性を確保できるのですか。その点、所見を伺います。

○鈴木知事 今後の対応といたしましては、道として、先ほど申し上げましたけれども、違法な投資は容認しないという中で、法の中で取り得る最も厳しい対応を、様々、各法律に基づいて徹底した対応を取っておりますので、そういった状況についても、事業者、多くの方々にしっかりと改めて求め、そして、そうした考えを可視化した中で、事業者の方々、または検討している方

々も含めて、強くメッセージとして求めるとともに、ガイドラインとして皆さんに周知することでその実効性を上げていくということを考えていきたいと思えます。

法律の改正については、どうしても我々でできないところがあります。また、事務取扱いの内容なども変更して、道としてできることをしっかりやりながら、そういった国の法改正の状況も注視しながら、できることをしっかりやって実効性をより上げていきたいというふうに考えています。

**○赤根広介委員** 百歩譲って、1年前からそういった取組を実行していただきたかったです。もとより、法の壁があるから、あまり強い措置をすると御自身が訴えられることを懸念していた知事でありますので、しっかりメッセージを受け取っていただけるよう、顔写真つきで展開していただくよう求めておきたいと思えます。引き続き、取組を注視したいと思えます。

次に、自然環境、生物多様性の保全と開発行為の調和などについて、問題解決に向けて、今こそ正念場と考えるわけであります。

北海道環境基本条例の前文では、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として条例を制定するとしています。

掲げる理念を実行、具現化するためにも、環境保全・野生鳥獣管理監を設置し、一層の道庁の体制強化を含めた対策強化を図るべきと考えますが、見解を伺います。

**○鈴木知事** 環境行政の推進についてであります。道では、環境生活部に環境保全局や自然環境局を設置し、本道が直面する環境対策や自然環境保全、野生動物対策など、環境行政を一体的に推進するとともに、野生動物対策を専掌する担当局長の配置やヒグマ対策室の設置など、その時々の課題に迅速かつ的確に対応できるよう必要な体制強化を図ってきているところでございます。

道としては、こうした体制の下、環境政策に関する重要事項を庁内で協議する環境政策推進会議や、先月、新たに設置した北海道ヒグマ対策推進会議などを活用しながら、全庁一丸となって、より効果的な環境保全や野生動物対策の推進を図るなど、本道のよりよい環境を未来に引き継ぐため、必要な施策に着実に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** この点、ぜひ、知事に今日認識していただきたいのは、今、対策室の職員の皆さんは、徹夜までとはいきませんが、毎晩、日付が変わるところまで業務に追われておりますし、先ほど答弁いただいた専門的知見を有する職員の振興局への配置も、第3回定例会の時点では、三つの振興局で実は配置をされていない状況なのです。だからこそ、体制強化が必要なので、これはもう新年度を待たずに、早急に明日にでもしっかり強化をしていただきたい、これはお願いしておきたいと思えます。

次に、防災・減災対策についてであります。

各部審査で原子力防災についても議論させていただきましたが、原発の安全性について、再稼働の判断を求められている知事にとって、避難計画も含めた泊原発の安全性は、再稼働を認める

に足るものなのか、それとも不十分な点があるのか、見解を伺うとともに、そうした点があるならば、具体的にどのような点か、伺います。

**○鈴木知事** 泊発電所についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委には継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えています。

また、原子力防災については、国が道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承しているところであり、万が一、事故が起きた場合には、国は、関係法令に基づき、責任を持って対処するとしております。

道としても、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、一層の充実に図りながら、道民の皆様への安全、安心の確保に努めてまいります。

**○赤根広介委員** 今の答弁は、全く私も同感だし、そのとおりでと思います。ただ、いわゆる理解要請、同意を求められているのは知事であります。

改めて、今答弁がなかった部分、知事として、再稼働に当たり安全対策について不十分な点はないのか、あるのか、明確にお答えください。

**○鈴木知事** 泊発電所についてであります。泊発電所3号機については、規制委において、新規制基準に適合していると判断され、設置変更許可がなされたところであります。規制委には、継続的な安全向上を図っていただくとともに、北電においては、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えています。

また、原子力防災については、国が道とUPZ内13町村の避難計画等を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、万が一、事故が起きた場合には、責任を持って対処するとしております。

道としても、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、一層の充実に図りながら、道民の皆様への安全、安心の確保に努めてまいります。

**○赤根広介委員** 終わりはないのは当たり前なのですね。ただ、知事は、今、理解要請を求められているわけでありまして。その判断に当たって、安全対策で不十分な点はあるのか、ないのか、再度答弁を求めます。

**○鈴木知事** 泊発電所についてでございます。泊発電所3号機については、規制委において設置変更許可がなされたところであります。規制委には、継続的な安全向上を図っていただくとともに、北電においては、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

また、原子力防災については、国において「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、万が一、事故が起きた場合には、責任を持って対処するとしております。

道としても、原子力防災対策の一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 不十分な点を答えないということは、それが無いというふうに理解せざるを得ないので、そういうふうに認識をいたします。

そこで、知事は、原発は安全性の確保が大前提であり、対策に終わりはないとの認識の下、再稼働については、道議会や関係自治体、道民の声などを踏まえ、総合的に判断するなど述べられておりますが、この総合的な判断、すなわち再稼働の是非を決断する前に、いま一度、御自身自ら、泊発電所を訪れ、その目でじかに安全対策などの実態を把握する考えはあるのか、伺います。

○鈴木知事 泊発電所についてであります。災害発生時における道災害対策本部長として、原子力防災対策を進めていく上で、発電所内部の状況等を自分の目で見ておく必要があると考え、整備が進められている防潮堤や緊急時対策所などを本年3月に視察をしたところでございます。

また、先月29日には、原子力防災総合訓練において、放射性物質の付着検査や自衛隊による住民避難訓練などを視察し、訓練を積み重ねていく重要性について思いを強くしたところでございます。

泊発電所の再稼働については、説明会など様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声や、道議会、関係自治体の御意見などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○赤根広介委員 それで、この道議会の意見というのは、知事としてはどういうふうに把握するおつもりなのでしょうか、伺います。

○鈴木知事 泊発電所の再稼働についてであります。今、説明会が行われておりまして、そういった説明会など様々な機会を通じて道民の皆様の声把握していく、そして、関係自治体の御意見を把握していくと。そのことを踏まえた道議会での御議論があるかと思っておりますし、それを基にした道議会での御議論、そういったことも踏まえて総合的に私としては判断をしてみたいというふうに考えております。

○赤根広介委員 何か全く確たるものがなくて、正直、意味が分からないのですけれども、道議会が、動かしてくれ、やめてくれ、そういうことを知事として議論してくれというふうに求めるのですか。どういうふうにするのですか。それとも、一人一人、アンケートでも取るのですか。再度、答弁を求めます。

○鈴木知事 道議会での議論についてでございますけれども、泊発電所3号機の再稼働は、道政上、重要な課題であります。

道議会におきましては、二つの委員会による連合審査会が開催されるなど、精力的な議論が行われていると承知をしております。議会における議論の在り方については、二代表制でもあります。私から議論がこうあるべしというふうに申し上げることは適切ではないというふうに考えるわけではありますが、いずれにいたしましても、道民の代表である道議会の皆様としっかり議論をさせていただきながら、この重要な課題について判断をしていく、そのことが重要であるとい

う趣旨から申し上げているところでございます。

○赤根広介委員 それでは、ぜひ大いに議論をしたいと思えます。

来週、連合審査会では、20日、21日と参考人招致の質疑があり、その後、執行部への質疑があります。委員長は、今日も決特の委員長を務めておられる船橋委員長でありますけれども、もし、この連合審査会が、審議の際、知事の出席を求めた場合、出席に応じていただけますか。もちろん、応じていただけたらと思えます。見解を伺います。

○鈴木知事 議会への対応ということでありまして、出席要請という具体的な議会側からの要請等がありましたら、その点を踏まえた中での検討をするということでございます。

○赤根広介委員 日程が合えば、ぜひ参加していただきたいと思えますが、再度、見解を伺います。

○船橋賢二委員長 赤根委員、今のは質問ですか。日程が合えばと。

○鈴木知事 まず、要請があるのかどうかということだと思えます。そのことを踏まえた中で検討するということなのだと思います。

○赤根広介委員 ぜひ、これから、議会側でも検討したいというふうに、声かけもしたいというふうに思えます。

そこで、先ほど、知事は、理解要請が求められている再稼働の判断に当たり、安全対策については不十分な点はないという答弁でございました。

そこで、今年も残すところあと1か月半であります。議会は、今想定されている日程が第4回定例会の閉会日は12月12日ということで、実際、残り1か月であります。安全対策に不十分な点はないとする知事は、年内の再稼働の是非の判断もあり得るのか、見解を伺います。

○鈴木知事 泊発電所の再稼働についてでございますけれども、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声、先ほど申し上げた道議会、関係自治体の御意見、そういったものを踏まえて総合的に判断してまいりたいと思えます。

○赤根広介委員 御自身も重要課題という認識があるなら、もう少し、知事としての御自身の考え方をはっきり示していただきたいというふうに、今後の議論に期待をしたいと思えます。

次に、物価高騰対策についてであります。

先ほど来、議論があったとおりであります。各会派から早期の対策の声が出ているわけですが、知事は、地域の実情をどう認識され、時期を逸することなくとは、いつまでに対策を講じる必要があると考えているのか、また、道独自で対策を打つ、そうした必要性を感じていないのか、所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策についてであります。道では、これまで、各種経済指標や企業経営者意識調査に加え、市町村や企業、団体の方々などへのヒアリング等を通じて道内の経済情勢の把握に努めており、それによりますと、本道経済は、物価上昇が継続する中で、それを上回る賃金上昇や中小・小規模事業者の方々が求める価格反映の実現には時間を要し、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が続いていると認識しております。

道では、これまでも、物価高緊急経済対策に基づき、支援を実施するとともに、既存施策を最大限活用した取組を推進してきており、こうした中、国では、先月、総理が経済対策の取りまとめを指示されたことから、この動きに呼応して、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、私から、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討などを指示したところでございます。

道としては、引き続き、国の経済対策や補正予算の動向のほか、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズを踏まえ、直面する課題にきめ細かく対応し、国や道、市町村の役割分担の下、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 今日、大変厳しい状況が続いているという認識を示されました。

実は、第3回定例会のときは、厳しい状況が続いていると認識と。危機感のレベルが一つ上がったのはいいことなのですが、ただ、各会派が、再三、物価高対策を求めているのに、今、道民の状況、事業者の状況がさらに厳しくなったのは、対策を講じない知事にそもそも責任があるのではないですか、どうですか。

**○鈴木知事** 経済対策についてでありますけれども、道では、これまで、物価高緊急経済対策に基づいて、物価高の影響を受けている道民の皆様、事業者の方々に対し、支援を実施するとともに、既存施策を最大限活用した取組を推進してきたところでございます。

道としては、引き続き、国の経済対策、補正予算の動向のほか、道民の皆様、事業者の方々の実情やニーズを踏まえて、直面する課題にきめ細かく対応し、国、道、市町村の役割分担の下、本道経済が力強く持続的に発展していけるように取り組んでまいる考えでございます。

**○赤根広介委員** それでは、先ほど答弁された、国の動向に関する積極的な情報収集の成果について伺います。

**○鈴木知事** 経済対策についてですけれども、道としては、これまで、物価高緊急経済対策に基づき支援を実施してまいりました。また、既存の施策も最大限活用した取組を推進してきたところでございます。

こうした中で、国においては、先月、総理が経済対策の取りまとめを指示されました。この動きに呼応して、速やかに経済対策推進本部会議を開催して、私から、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討を指示し、こうした中で、11月7日には、担当副知事が道内選出国會議員及び関係省庁に要望を行うとともに、併せて情報収集なども行ったところでございます。

道としては、引き続き、国の経済対策、補正予算の動向のほか、道民の皆様、事業者の方々の実情やニーズを踏まえて、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいる考えでございます。

**○赤根広介委員** 秋も動向を注視し、この冬も動向を眺め、道民に支援が届くのはいつなのか、伺います。

**○鈴木知事** 経済対策の実施時期などについてでございますけれども、まず、これまで、道としては、物価高緊急経済対策に基づいて支援を実施してまいりました。また、既存の施策を最大限

活用した取組を推進してきたところでございます。

こうした中で、先月になります、総理が経済対策の取りまとめを指示されました。道としては、それを受けて、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討を指示し、先ほど申し上げた要望や情報収集を行ったところでございます。

今後も、国において、様々、議論が行われるかと思えます。国の経済対策や補正予算の動向、そして、道民の皆様、事業者の方々の実情やニーズ、こういったものを踏まえて、時期を逸することなく対応していく考えであります。

**○赤根広介委員** 今言われているお米券にしても、これまで道は3回実施していて、そのスキームを見れば、どんなに早くたってきっと来年の春ですよ。

私は、国に求めるのであれば、例えば、指令前着手で後で財源を振り替えてほしいとか、財源の振替を国に求めて、それで、道独自で、今、財調基金が300億円を超えているのですから、それを先にやるということこそ大事なんじゃないかと指摘します。

最後の質問です。

行財政運営について、厳しい財政状況にあることは十分理解するわけでありましたが、一方、各部審査では、徐々に改善に向かって進んでいるというような判断もできるわけでありまして。

その上で、懸念されることは、知事が1円たりとも無駄にできないとして、新規需要政策の策定にブレーキをかけているのではないかということをおは懸念するわけでありまして。先ほど提案したヒグマ対策にしろ、物価高対策にしろ、道が単独でできることはたくさんあるはずですが、いざアイデアを出そうにも、知事が、無駄な予算だと、出費だと言えば、当然、職員も萎縮をしまい、施策の必要性を感じても、予算に結びつける努力、行動をしなくなるのではないかと、こういう懸念が昨今あるわけでありまして。

今、2期目最終年となる令和8年度当初予算編成にあつて、道の持てる政策立案能力を最大限発揮し、ぜひ、道民の納得が十分に得られるような大胆な重点施策予算案が提案されるよう期待するわけでありまして、今後の行財政運営、道政執行に臨む知事の決意をお伺いして、質問を終わります。

**○鈴木知事** 今後の予算編成についてでございますけれども、今後とも、道全体を通じて、効果的、効率的な執行を徹底していくことが重要であるという考えに変わりはないところでございます。

その上で、来年度の予算編成に当たっては、限りある行財政資源を優先度の高い施策に効果的、効率的に配分する、このことが重要であると考えております。

厳しい財政状況の中にあつても、本道が有するポテンシャルを最大限発揮し、北海道を前に進めていくことができるようにしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

**○赤根広介委員** よろしく申し上げます。

終わります。

○船橋賢二委員長 以上で赤根委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 私は、さきの決算特別委員会の各部審査で取り上げてまいりましたヒグマ対策について、安全、安心なまちづくりについて、空港問題について、景気・経済対策について、再生可能エネルギー等の推進についての5点について、以下、簡潔に知事に伺います。

初めに、ヒグマ対策についてであります。

今年に入り、日本中で想像を超える熊の出没により人身事故等が多発し、このような中、国において、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催するなど、熊対策に取り組まれているものと承知しております。そこで伺います。

熊の研究が全国でもトップクラスと言われている先進的な兵庫県では、捕獲した熊にマイクロチップを埋め込み、適正個体数の管理を図り、専従の担当職員を増員するなどの体制強化に取り組んでおりますが、知事は、この先進県の取組状況などについてどのような認識をお持ちなのか、伺います。

また、国では、熊対策について、捕獲や緊急銃猟、駆除など、警察や自衛隊の活用を検討されているものと承知しております。これらの点について、道は、どのように対応し、取組を充実強化させていくのか、併せて知事の所見を伺います。

○船橋賢二委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 ヒグマ対策についてであります。各自治体では、それぞれの地域の実情に応じた野生鳥獣対策に取り組んでいると承知をしており、こうした先進的な事例も参考にしながら、野生鳥獣対策研修を通じた職員の人材育成や、専門的知見を持つ職員の本庁や振興局への配置など、ヒグマ対策に機動的に対応できる体制づくりに取り組んできております。

ヒグマ対策が喫緊の課題である中、道としては、警察や自衛隊との連携について、活動事例の情報収集を行い、北海道ヒグマ対策推進会議において、情報の共有を進め、連携方策を検討するほか、今後示される国の施策パッケージの拡充を踏まえた取組を検討するなど、道民の皆様の安全、安心が確保されるようヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、安全、安心なまちづくりについてであります。

道内における犯罪の認知件数は、近年、増加傾向であり、特に、特殊詐欺は昨年から大きく増加しており、本道の安全、安心を取り巻く情勢は厳しい状況にあると承知しております。犯罪のない安全、安心な北海道を実現するためには、関係機関や事業者などと連携して、犯罪の実態に応じた効果的な取組を継続して行う必要があるものと考えます。

さきの各部審査では、犯罪のない安全で安心な地域づくりに向けては、国や道警察、道教委をはじめとする関係機関や事業者などと連携し、取組の一層の充実強化が重要との認識について答弁いただいたところであります。そこで、特殊詐欺をはじめとする犯罪のない安全、安心なまちづくりについて、以下、伺います。

まず、これまでの取組についてであります。

情報化の進展により、SNSを利用した詐欺や犯罪が増えております。特に、本年は、警察官をかたり、捜査名目で金銭をだまし取る、偽警察詐欺と呼ばれる特殊詐欺の被害が増加し、また、SNSの利用に起因する低年齢者への犯罪被害も後を絶ちませんが、道としてどのように取り組んできたのか、伺います。

○鈴木知事 特殊詐欺への対応についてであります。特殊詐欺については、これまで主に高齢者層に多くの被害が発生してはいましたが、手口の変化に伴い、若い世代の方々にも被害が広がっていることから、新たな犯罪手法やそれぞれの世代の方々に応じた啓発が重要であります。

このため、道では、道警察や道教委などの関係機関や防犯団体、市町村などとともに、高齢者の皆様を対象とした詐欺電話の体験会や講話、若い世代の方々に向けたSNS等の活用などを通じて、その時々で変容する詐欺の手口について最新の情報を発信するなど、幅広い年齢層の方々に向けて、様々な機会や手段を活用して注意喚起を行っているところでございます。

○阿知良寛美委員 低年齢化ということで、詐欺の手口も巧妙化しておりますので、ただ、こういうのは詐欺ですよとか、気をつけましょうねなんて言っても、なかなか浸透することは少ないだろうと思うのです。ですから、そういう面では、ぜひ、体験型ということも研究して、周知の徹底を図っていただきたい、このように思います。

次に、空港問題についてであります。

空港問題の中でも、特に、札幌と新千歳空港間の輸送力強化についてであります。コロナ禍後の新千歳空港の旅客数は、インバウンド需要の増加などにより、令和4年度は1788万人が令和6年度には2484万人と、令和4年度比で696万人増と年々増加しており、この中でも、JRの利用者は、2022年の約500万人が2024年には1.5倍の760万人に上っているものと承知しております。

このため、道としては、多様な交通モードが連携して道内各地と新千歳空港を結んでいくことが重要であり、この点について、さきの分科会で、空港にアクセスする公共交通機関の利用実態を把握し、推移を注視していくなどと述べられたところであります。

国や交通事業者、北海道エアポートなどと連携し、空港アクセスのさらなる充実が図られるよう取り組むべきと考えますが、知事はどのようにお考えなのか、所見を伺います。

○鈴木知事 空港アクセスの充実についてであります。新千歳空港においては、コロナ禍後のインバウンド需要の増加などにより、昨年度の利用者数が過去最多を更新し、来年1月時点における国際線の運航便数は週333往復にも及ぶ見通しにある中、利用者の皆様の様々なニーズに応え、空港利用の増大を着実なものにしていくためには、道内各地と新千歳空港を結ぶ空港アクセスの充実が必要と認識しています。

道としては、道民の皆様や来道される観光客、ビジネス客など、新千歳空港を利用する方々の利便性を確保するため、札幌と空港間の輸送力増強については、これまでも国に要請を行ってきておりますが、今後は、空港駐車場や空港にアクセスする公共交通機関などの利用実態を踏まえた空港アクセスのさらなる充実が必要との考えの下に、北海道エアポートをはじめ、国や交通事

業者の方々などと連携して様々な取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員 ただいま、知事から、北海道エアポートや交通事業者などと連携して様々な取組を進める、こういう御答弁をいただきましたが、それでは、具体的に言うと、現段階で、様々な取組とは、どういう取組を考えていらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○鈴木知事 空港アクセス充実の取組についてでありますけれども、空港アクセスにおける輸送力強化については、国をはじめ、交通事業者、北海道エアポート、地元自治体との情報共有のほか、北海道エアポートや道、地元自治体で構成する空港運営協議会における2次交通の充実に向けた意見交換を図りますとともに、官民連携による道内空港の2次交通の高度化に関するヘリコプターの実証運航への支援といった取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員 先ほど、質問の中で、JRの利用者が2022年に比べて2024年は1.5倍ということで紹介させていただきましたが、エアポートを利用すると分かると思いますけれども、一気に、飛行機ですから、団体に降りてきます。その方々が一気に乗るわけで、ホームはもう本当に人があふれている。旅行客ですから、海外で、北海道の地に足をつけるわけですから、気持ち的には浮き浮きしているのだろうと思うけれども、そういう面では、混雑の中で事故でも起きたら、これは大変なことになります。北海道の玄関口で、もう人があふれ返っている、事故も起きたみたいなことになると困りますので、これは、スルー化など、いろいろあるでしょうし、列車を増やすと言っても、そんなに簡単にはいかないかもしれませんし、ホームを延ばすとか、いろいろなことが考えられると思いますが、早急に検討していただきたい、このことを指摘させていただきます。

次に、景気・経済対策についてであります。

国は、さきに経済対策の取りまとめに向けて取り組まれており、一方、道は、経済対策推進本部会議を開催し、今月7日に、国に物価高への対応をはじめとした補正予算に関する要望を行ったところであります。

今日、物価高騰が続く中で、道としても、一日も早く景気・経済対策をまとめるべきと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 経済対策についてであります。本道経済は、物価上昇が継続する中で、それを上回る賃金上昇や中小・小規模事業者の方々を求める価格反映の実現には時間を要していることから、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は大変厳しい状況が継続しているものと認識しています。

現在、国では、総理からの経済対策の取りまとめの指示を受けて対策の検討が行われており、道では、この動きに呼応して、速やかに経済対策推進本部会議を開催し、私から、国の動向に関する積極的な情報収集や必要な対応の検討などを指示したところでございます。

道としては、今月7日に、物価高への対応をはじめとした補正予算に関する国への要望を実施しており、引き続き、今後の国の経済対策や補正予算の動向を注視しつつ、道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズ、変化する経済情勢を踏まえ、直面する課題にきめ細かく対応し、本道経

済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 経済対策については、総理も相当、力を入れていらっしゃるというふうに思いますが、各政党の代表質問や委員会でもやっていますけれども、推奨メニューが示されるというか、いろいろ出てくるのだろうというふうに思います。昨日、一昨日は、水道の基本料金みたいなことを総理も答えていましたけれども、一つ、ぜひ検証してもらいたいのは、例えば、経済対策の中で、コロナ禍で乗客が少なくなった、運転手が少ない、人手不足、燃料が高い、こういった形で支援を進めてまいりました。その中で、景気の状態はよくなったということで改善した業種もあるというふうに思います。

ただ一方で、まだまだ運転手が少なく、特にバスはそうだというふうに思いますが、道民の足である路線が減便と昨日も新聞に出ていましたけれども、さらに減る、これは大変な問題になるだろうというふうに思うのですよね。

それで、これは、様々な支援をされたというか、補助を出したということだけでも、その後どうなったかということも、道としては検証をしていただきたいと思うのですよね。

道民からすれば、例えば、前は、LPガスだとか水道への支援をした自治体もありますよ。それは、直接、自分のところですから、ありがたく、よかったなというふうに思うかもしれないけれども、事業者に補助を出す場合には、その使われ方で、燃料費に充てました、車1台当たりの維持費に使いました、こういう計算をして補助を出すわけですが、その後どうなったかということの検証が必要だろうというふうに私は思うので、そこはぜひやっていただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

それから、最後の質問でありますけれども、再生可能エネルギー等の推進についてということで、我が党は、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの推進は極めて重要なことと考えております。

しかし、関係法令の理解が十分ではない、ごく一部の事業者が違反行為を行っている現状を踏まえ、各市町村がどのような考えや意向を持っているのか、道は、これら市町村等の意向を把握すべきと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事 市町村の御意見についてであります。道では、再エネの導入に当たり、地域との共生に関する市町村の考えを把握するため、先般、道内全ての市町村に対しアンケート調査を実施いたしました。

市町村からの回答を集約したところ、良質な再エネ投資は推進すべきとの意見が多数を占める一方で、違法な開発は全国的な問題であることから、自治体の条例ではなく、国による全国一律の規制強化をすべきとの意見が多かったところがございます。

道としては、こうした市町村の御意見等を踏まえながら、必要な対応を図っていくことが重要と考えております。

○阿知良寛美委員 最後に、今後の地域共生への対応についてであります。

知事は、これまで、再生可能エネルギー導入を進める北海道にとって、太陽光発電は、一概に

否定されるものではないが、その導入には、法令への適合、地域住民の方々の理解、そして、地域との共生が大前提などと述べられております。全く同感であります。

一方、道は、釧路湿原周辺での大規模太陽光発電所の建設事業者に対して、再度、追加の調査結果などを早急に道に提出するよう求めており、先ほどもありましたけれども、本日、直接、事業者がこの点について申し入れたものと承知しております。

いずれにしても、知事は、さきの第3回定例会予算特別委員会の総括質疑において、再エネをはじめ、関連投資に関し、地域との共生を盛り込んだ道の考え方を新たに策定するなど答弁されました。

この道の考え方というものは、いわゆる事業者向けの規制に準じたものなのか、それとも市町村や道民に発信するだけのものなのか、地域との共生とは、道として、一体、何をどのように担保しようとしているのか、何を目指したものなのか、知事の所見を伺います。

**○鈴木知事** 再エネ導入への対応についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しております。

昨今、太陽光発電事業などの違法開発行為が散見される中、釧路市北斗の太陽光発電事業に関する土壌汚染調査が、道の再三の指導にもかかわらず、いまだ実施されていないため、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨をお伝えし、改めて早急な調査を強く求めたところでございます。

現在、国では、関係省庁連絡会議を設置し、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、今般の再エネ導入に関する市町村の御意見を踏まえ、国に対し必要な対応を要望するとともに、月内には、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接、あるいは、道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、地域と共生する再エネの導入を進めてまいります。

**○船橋賢二委員長** 阿知良委員に申し上げます。

通告の時間を既に超過しておりますので、簡潔にまとめるようにお願いします。

**○阿知良寛美委員** 分かりました。ありがとうございます。

今ほど、道としてのメッセージを述べるということで、先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、遅いというふうに私も思います。SNSとかXとか、この知事の対応については、もうたくさん出ていますよ。いろいろな考えの方がいらっしゃいますからね。それはそれでいいかもしれませんが、これは本当につらいですね。

実は、釧路市も同じようにたたかれています。要するに、市長は何をやっているのだ、なぜ止めないのだ、こういうものがもうどんどん入ってきてしまうわけですね。ところが、6月に「ノーモア メガソーラー宣言」をやった途端、状況は一変した。応援するよ、よく言った、こういう声が非常に多くなった。それで、今、条例になっているわけですね。

ですから、確かにたくさん法律があるわけですから、その法律を守らせるのは、それは当たり前のお話ですよ。再三、言っても聞かないというのは、これは今日は答えを求めませんが、では、何回、言うことを聞かなかったら、勧告から中止命令になるのかというぐらい、僕は、この知事の宣言というか、メッセージについては、ぜひ、そのぐらい強いメッセージ性を持ったものにしてもらいたい。

○船橋賢二委員長 質疑の途中でありますけれども、再三、申し上げているとおり、簡潔にまとめてください。

○阿知良寛美委員 分かりました。

例えば、森林を伐採したり、湿原を埋め立てたり、豊かな自然環境を破壊するメガソーラーは許さない、ぜひ、そのぐらいの強いメッセージにしていきたい、このことを強く求めて、質問を終わります。

委員長、すみません。ありがとうございました。

○船橋賢二委員長 以上で阿知良委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 それでは、通告に従いまして、初めに人権擁護施策等についてです。

アイヌ民族に対する差別について、環境生活部は、今なお、いわれのない差別や偏見があると認識を示した一方、どのような言説が差別に当たるかは見解を示しておりません。

内閣府は、差別の具体的定義について明らかにしておらず、より踏み込んだ対応を困難にしているのではないかと考えますが、知事の認識を伺います。

○船橋賢二委員長 知事鈴木直道君。

○鈴木知事 差別についてであります。昨年5月、アイヌ施策担当大臣の記者会見において、差別には様々な形態のものがあり、罰則の構成要件とするほど厳密に定義することは困難であるとの御発言があったとおり、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものと承知をしております。

こうした中、道としては、差別や偏見の解消に向けて、国や関係機関等と連携し、アイヌの方々の歴史や文化、差別の現状などについて、より一層、道民の皆様の理解促進が図られるよう取組を進めているところでございます。

○丸山はるみ委員 知事は、これまでも、いかなる場合においても差別は許されないと意思表示をしてきました。

各部審査で、アイヌが先住民族であることを否定するメッセージを社会に発することは不適切と答弁がありました。知事も同様の認識であるのか、伺います。

○鈴木知事 アイヌ民族の先住性についてであります。アイヌ施策推進法では、アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると示されており、アイヌが先住民族であることを否定するという、法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは不適切なも

のと考えています。

アイヌであることを理由とした、いわれのない差別は、決して許されないものと認識をしており、アイヌの方々の歴史や文化に対する理解を通じ、差別の解消を図ることが重要であります。

**○丸山はるみ委員** それでは、総務部は、かでの2・7の貸出しにおいて、特定の行為が差別に該当するか否かは個別具体的に判断されるとしながら、実際に差別か否かを検討した例はないと答弁しています。

アイヌ施策推進法も、北海道立道民活動センター条例第1条に包含されるとの答弁を踏まえますと、差別か否かの検討は行うべきではないかと考えますが、いかがですか。

**○鈴木知事** 施設の利用承認についてであります。かでの2・7の利用申請があった場合には、指定管理者は、個々の申請内容等を踏まえて利用の承認について判断することになります。

アイヌであることを理由とした差別は許されるものではありませんが、施設の利用承認に当たっては、設置条例に基づき、公共の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがある場合といった基準を踏まえて判断されるものと考えております。

**○丸山はるみ委員** 北海道は、アイヌ民族の先住性を否定する言説を社会に発することは不適切と表明しながら、道立施設を含め、公共空間で差別的言説が流布されることに対して、道として実効性ある対策が講じられていないと考えております。これは、大変大きな問題です。

京都市では、不当な差別的言動が行われることを公の施設等の使用制限の要件に定めています。現行法令で差別的言動を規制できないのであれば、新たに、アイヌ民族に限らず、あらゆる差別を禁止するための条例や在り方を検討するなど、差別解消に実効性ある対策を行う必要があると考えますが、いかがですか。

**○鈴木知事** 差別解消に向けた取組についてであります。他の自治体においては、人権尊重に関する条例やガイドラインを設け、公の施設等の利用制限を実施している例もあると承知しております。

一方、道においても、公序良俗に反する場合や、施設の管理運営上、支障があると認められる場合において、施設の利用制限を行っており、個々の申請ごとに適切に対応していくほか、今後とも、人権施策推進基本方針に基づき、庁内はもとより、関係機関と連携し、人権侵害防止に向けた取組を進めてまいります。

**○丸山はるみ委員** 他自治体の例があるということですから、ぜひ検討していただきたいと思いますが、北海道は差別を許さない地方自治体であると広く知らせていく必要があると考えます。

知事自身がその先頭に立ち、メッセージの発出など、SNS等を活用した分かりやすい発信をするべきと考えますが、知事の見解を伺います。

**○鈴木知事** 人権尊重の取組についてであります。道では、アイヌの方々はもとより、あらゆる人々への差別的言動は、受ける人の尊厳を著しく傷つけ、また、周囲をあおり、差別意識を拡大させることになりかねず、許されないものとの認識の下、人権施策推進基本方針に基づき、家庭や学校、地域社会等の様々な場を通じた人権教育や啓発を推進するとともに、国の人権擁護

機関とも連携協力した取組を進めているところであります。

私としては、今後とも、世代や性別、民族や文化、習慣の違いなどを理由とする差別の解消に向け、人権の理解や配慮が日常生活での発言や行動などに表れるよう、あらゆる場や様々な媒体を活用した啓発を推進し、差別的な言動を許さない共存社会の実現を目指してまいります。

**○丸山はるみ委員** そうしたメッセージを知事自身が発出していただくということによろしいでしょうか。重ねてお聞きします。

**○鈴木知事** 人権尊重の取組についてであります。私としては、あらゆる場や様々な媒体を活用した啓発を推進し、全ての人々の人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○丸山はるみ委員** 差別を受けている方にとって、それが不正であるというメッセージを発する人がいるということはとても心強いことだというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思えます。

次に、生物多様性等についてです。

分科会審議において、道の生物多様性保全条例と計画は、法令に基づく保護や規制が及ぶ地域だけではなく、生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保される必要があることを確認しました。

生物多様性保全条例と計画に対する知事の認識と、その重要性に対する見解を改めて伺います。

**○鈴木知事** 生物多様性保全条例などについてであります。本道は、海と陸の生態系と生物の多様性がつくり出す自然環境が類いまれな価値を持つものとして、世界自然遺産に登録された知床やラムサール条約に登録された釧路湿原などを有し、国際的な生物多様性の保全にも重要な役割を果たしており、道では、人と自然が共生する豊かな環境の実現を図るため、平成25年に生物多様性保全条例を制定するとともに、生物多様性保全と持続可能な利用に関する施策の推進のための計画を策定したところでございます。

道としては、こうした条例及び計画の趣旨を踏まえ、本道のすばらしい自然環境の基盤である生物多様性を次の世代に引き継いでいくことが重要と考えております。

**○丸山はるみ委員** 令和6年度決算では、保全計画に関連して、釧路湿原の土砂流入対策を行っています。その周辺の湿地は、湿原の維持に欠かせない生物多様性保全に貢献するエリアと考えます。

ところが、その湿地にメガソーラー建設を行う一事業者が、複数年で調査するべきオジロワシの営巣やキタサンショウウオの生息調査を適切に行わないまま工事に着手し、違法に樹木を伐採後、土砂で湿地を盛土したことが、今、大問題となっています。

各部審査では、道は、発電事業などを検討する事業者に対し、希少種の生息調査や、生物多様性保全上、重要な湿地の事業実施区域からの回避などを求めていると答えています。

それでは、なぜ、今このような事態が起こっているのか、伺います。

○鈴木知事 生物多様性の保全についてであります。自然公園や鳥獣保護区など法令に基づく保護地域以外の、法に基づく規制が伴わない生物多様性に貢献するエリアにおいては、地域の実情に応じて、土地利用の変化による生物多様性への影響の回避、低減や、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要であります。

これまで、生物多様性の保全について、十分な理解や配慮がなされていない開発行為もあることから、道では、アセス制度や各種ガイドラインの説明会で、発電事業等を検討する事業者の方々に対し、希少種の生息状況調査や、生物多様性保全上、重要な湿地の事業実施区域からの回避などを求めているほか、本庁や各振興局においてもワンストップで相談に対応するなど、様々な機会を通じて、事業者の方々への情報提供や適切な事業の実施等を求めているところでございます。

○丸山はるみ委員 本日、午前中、副知事が当該事業者と面会したと承知しています。なぜ、このタイミングで事業者を呼ぶことになったのか、あわせて、ヒアリングの結果を伺います。

また、事業者に厳正な対応を求めるべきと考えますが、知事の考えを伺います。

○鈴木知事 釧路市北斗の太陽光発電事業計画についてでありますけれども、本計画については、土壌汚染調査が、道の再三の指導にもかかわらず、いまだ実施されていないことから、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨を伝え、改めて早急な調査を強く求めたところでございます。本日の担当副知事からの指導に対し、事業者からは、指導に対して適切に対応してまいるとの発言があったと報告を受けているところでございます。

事業者からはその発言があったところであり、道としては、今後、事業者が速やかに調査を実施するよう、対応状況を随時、確認していく考えでございます。

○丸山はるみ委員 盛土をされた範囲は広大になっています。十分に適切な調査がなされるようお願いしたいと思いますが、本来、生物多様性保全の観点から重要な役割を果たす湿地に盛土をすることの是非や必要性、代替案を事前に検討する必要があるのではないのでしょうか。条例、計画に、事前検討の考えが明示されていないことが問題だと思います。

開発行為に当たって、生物多様性保全条例の反映を検討することが必要ではないでしょうか。

○鈴木知事 生物多様性保全条例についてであります。条例では、事業者の責務として、事業活動を行うに当たって、生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、生物多様性に配慮した事業活動を行うことなど、生物多様性への影響の回避や低減、持続可能な利用に努めるよう求めているところでございます。

○丸山はるみ委員 その実効性が、今、問題になっていると思いますが、メガソーラーの開発行為に関しては、生物多様性保全と種の保存法、文化財保護法、森林法、土壌汚染対策法等、16の法律と自治体の条例が関与しており、所管部も多岐にわたります。

各部審査では、事業者に対し、メガソーラーなどの開発行為によって生物多様性を損失することがないように、生物多様性保全条例や計画の理念も含め、制度周知を図り、法令の徹底と厳正な運用に向けた手続の見直しを進めてきたと答弁がありました。

しかし、実際には、一部の事業者の違法行為が確認され、取り返しのつかない影響を与えています。各法令所管部において、生物多様性保全に関する認識を深めるとともに、事業者と自然保護協定を結ぶなど、新たな対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

○鈴木知事 庁内連携などについてであります。道では、生物多様性に関する施策の連携や情報共有を行いながら、生物多様性保全条例の理念などを踏まえ、各部局が所管している関係法令に基づき、事業者の方々に対し適切な対応を行っております。

また、違法な開発行為については、庁内関係部局間での円滑な情報共有を図り、事案を覚知した後、より迅速で実効性の高い指導が行われるよう手続の見直しを図るとともに、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、法令等の運用に関して、市町村や関係部局間の連携を強化し、事案の早期把握と的確な対応につなげていくことにより、違反行為への今後の抑止に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 各部審査において、北海道環境政策推進会議で、湿地における盛土からの原状回復に関して今まで議論があったかどうかお聞きしましたが、答弁がありませんでした。議論されたことがあるのでしょうか。

○鈴木知事 環境政策推進会議についてであります。この会議では、生物多様性保全条例の理念や計画をはじめ、環境関連の条例や計画などの策定や推進管理について、各部局間の連携や共有、施策の調整等を行ってきているところでございます。

○丸山はるみ委員 湿地における盛土からの原状回復について、議論があったと言えないというふうに受け止めます。

原状回復についてですが、釧路市の違法な盛土現場は、森林法に基づく植樹によって原状回復する方針ですが、環境生活部は、盛土から湿地への回復について専門的知見を有していないと答弁しています。

森林法による原状回復では、遺伝的生物多様性の攪乱に陥ることなく湿地の森林としての回復を目指せるのか、道は、事業者に対し、どのような取組とどこまでの回復を求め、生物多様性の観点からどのように確認していくのか、お答えください。

○鈴木知事 森林の復旧についてであります。道では、現在、森林法に基づき、事業者から復旧についての意向を聴取し、自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法について、生物多様性の観点からも、釧路湿原の生物に詳しい方々の御意見を伺いながら検討を行っています。

森林の復旧に向けては、引き続き、釧路市など関係機関と調整を行うとともに、土壌汚染対策法など他法令との整合性を図りながら進めてまいります。

○丸山はるみ委員 条例の実効性の向上についてですが、先月30日、私どもは、釧路市を訪ね、専門家や市の見解を伺い、釧路市の新たな条例についても説明を受けてまいりました。釧路市では、メガソーラー開発行為に対して、生物多様性を保全しながら、利用できる区域とできない区域のゾーニングが必要と、条例制定に踏み込んだということを聞いてまいりました。

一部事業者の違法行為によって、本来、共存できる再生可能エネルギーにマイナスイメージが

広がることが懸念されます。本道の生物多様性に満ちた自然環境を開発行為によって損なうことがないように、今後、実効性ある対策をどのように進めるお考えか、お聞かせください。

○鈴木知事 今後の取組についてであります。道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、生物多様性が自然環境や景観との調和を前提に地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識をしております。

現在、国では、釧路湿原国立公園の区域拡張などについて検討が行われているほか、関係省庁連絡会議で、太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、国の動向を注視するとともに、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに、地域住民の理解、自然や生活環境への配慮など、再エネ投資に当たり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接、あるいは、道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○丸山はるみ委員 先ほども申し上げましたけれども、オジロワシの営巣が近くに確認されていると。また、これは想像でしかないかもしれませんが、その土砂の下にキタサンショウウオがいたかもしれないのですよね。このオジロワシにしても、キタサンショウウオにしても、そこにいるから命をつなげる、そういった大事な命だというふうに思います。

道において、生物多様性保全条例や計画は、取り返しのつかない影響に対する抑止力として、開発行為と生物多様性との共存を果たす要だと考えています。再生可能エネルギーを進める開発行為は、法律を遵守し、正当な手続の下、適切な規模で生物多様性を保全しながら進むべきであると考えています。

現状の課題を整理し、事業者との自然保護協定締結など、踏み込んだ対応を取る、今、そのタイミングだと思うのですけれども、知事の見解を最後に伺います。

○鈴木知事 今後の対応についてでございますけれども、事業者への周知などについて、道としては、違法な開発行為については、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、法令等の運用に関して、市町村や関係部局間の連携を強化し、事案の早期把握と的確な対応につなげていくことなどによって、違反行為への抑止に取り組んでまいりたいと考えております。

○船橋賢二委員長 以上で丸山委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○船橋賢二委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時40分開議

○船橋賢二委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

ただいまの理事会において、本委員会に付託されました議案第18号及び報告第1号ないし第6号に対する意見調整を図ってまいりましたが、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、意見の一致を見るに至らなかった次第であります。

なお、議案第18号につきましては原案可決、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることで意見の一致を見た次第でありますので、御報告申し上げます。

## 1. 討 論

○船橋賢二委員長 これより討論を行います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、報告第1号、第2号及び第5号に対し、不認定の立場から討論を行います。

報告第1号令和6年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件についてです。

決算に反対する理由の第1は、道民生活を守るための施策が不十分であるということです。

昨年度の重点政策で、知事は、安心して住み続けられる地域にと掲げながら、この1年で道民はどれだけ安心を実感できたのでしょうか。道民が安心を実感できないのは、安心を保証する道の施策ではそもそもなかったからです。

物価高騰は止まらず、私どもは、これまで何度も道独自の実効性ある対策をと求めてまいりました。しかし、多くは国からの財源に依存しており、道独自の対策は極めて限定的です。

昨年度決算における経済対策に係る事業の予算総額は約94億8000万円で、決算総額は約78億4000万円、うち、一般財源は僅か2億円しかありません。支援が限定的で不十分な事業ではありましたが、昨年度、新設された保育士・保育所支援事業は、僅か877万5000円の予算で、決算額は876万7000円、執行率は99.9%と、予算をほぼ使い切っています。ほぼ満額の予算執行がされていることは、現場への支援がいかに求められているかの典型だと思います。

道内の医療機関や介護事業所の休廃止が相次ぎ、医療・介護現場からは、国及び道による財政支援を求める声が寄せられています。国からの支援はもとより、道としての抜本的な対策なしには、本道の医療・介護体制は崩壊してしまいます。現状の支援策では全く不十分であり、直ちに実効性ある対策を行うことを求めるものです。

反対理由の第2は、ラピダス、半導体、DX、GX、観光機構関連予算に多くの財源が充てられていることです。

昨年度の半導体関連予算総額は約21億1000万円に対し、19億4000万円、執行率は92%にも及んでいます。また、北海道観光機構負担金事業の昨年度の予算総額は15億9159万9000円に対し、決

算額は15億4144万2000円、執行率は96.85%です。

医療や介護など住民福祉を守る取組が極めて不十分な一方、半導体や観光機構関連予算は多額の費用が執行されています。我が会派がこれまで問題を指摘してきた観光機構負担金事業がいまだに継続され、観光機構の財政的自立など夢のまた夢と言える状態です。

来年度からは宿泊税が導入される予定となっていますが、使途も明確でなく、観光機構に事業執行を委ねることなく、道がイニシアチブを握る観光行政にしなければなりません。

機構の財政的自立を遠ざける負担金事業は見直しを行うべきであり、機構の財政的自立を看板倒れにしないための対策が求められます。このような逆立ちした一般会計決算を認めることはできません。

よって、報告第1号は不認定とすべきです。

次に、報告第2号令和6年度北海道公共下水道事業会計決算に関する件についてです。

昨年度の実績では、一昨年度と同様に収益は伸びているものの、営業費用は物価高騰によって大幅に増加し、収入増の効果が減少し、純損失の額も大きくなっています。経営改善と同時に、借入金の返済ができる仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、これまでも指摘をしてきましたが、一般会計からの長期借入金の未返済額は136億円にも上り、返済開始のめども立っておらず、認定できる内容ではありません。

よって、報告第2号は不認定といたします。

最後に、報告第5号令和6年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件についてです。

昨年度に起きた事故によって、契約水量が減少しました。また、令和7年度からの企業局経営戦略の石狩工水に関する部分では、複数年にわたって一般会計からの長期借入金が必要と書かれており、44億3596万円に上っている長期借入金の返済計画も立てられていません。

このような状況で、道民の理解は到底得られるものではありません。契約水量の目標を高く設定し、借入金に依存しない経営を目指すべきです。

よって、報告第5号は不認定といたします。

以上で反対討論を終わります。

○船橋賢二委員長 以上で申出の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、報告第1号、第2号及び第5号を問題といたします。

これより採決をいたします。

この採決は起立によります。

報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○船橋賢二委員長 起立多数であります。

よって、報告第1号、第2号及び第5号につきましては、いずれも認定議決と決定いたしました。

た。

○船橋賢二委員長 次に、議案第18号、報告第3号、第4号及び第6号を問題といたします。

お諮りいたします。

議案第18号につきましては原案可決、報告第3号、第4号及び第6号につきましては、いずれも認定議決とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○船橋賢二委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案可決、報告第3号、第4号及び第6号は、いずれも認定議決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○船橋賢二委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

#### 1. 委員長の閉会の挨拶

##### 1. 閉 会

○船橋賢二委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本委員会は、9月24日に設置以来、各位の御精励によりまして、本日、付託議案を全て議了することができました。

この間、高橋(亨)副委員長、各分科会正・副委員長をはじめ、委員各位には、委員会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを、改めて心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

これをもって閉会いたします。(拍手)

午後4時50分閉会